

平生町告示第70号

令和3年第13回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年11月30日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和3年12月13日
2 場 所 平生町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子 <small>さん</small>	赤松 義生君
河藤 泰明君	岩本ひろ子 <small>さん</small>
細田留美子 <small>さん</small>	河内山宏充君
平岡 正一君	村中 仁司君
中川 裕之君	

○応招しなかった議員

令和3年 第13回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和3年12月13日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和3年12月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認について
令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第53号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第54号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第55号 令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第56号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第57号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第58号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第59号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第60号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第61号 平生町一般職の任期付職員の採用に関する条例
- 日程第15 議案第62号 平生町福祉センター設置及び管理条例
- 日程第16 議案第63号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第64号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第65号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第19 議案第66号 字の区域の変更について
- 日程第20 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第21 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認について
令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第53号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第54号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第55号 令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第56号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第57号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第58号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第59号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第60号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第61号 平生町一般職の任期付職員の採用に関する条例
- 日程第15 議案第62号 平生町福祉センター設置及び管理条例
- 日程第16 議案第63号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第64号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第65号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第19 議案第66号 字の区域の変更について
- 日程第20 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第21 委員会付託

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君 |
| 7番 河藤 泰明君 | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 村中 仁司君 |
| 13番 中川 裕之君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君

書記 園崎 宏史君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	高木 哲夫君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				中尾 和正君
地域振興課長	……………	星出 一明君	町民福祉課長	……………	淵上万理子さん
税務課長	……………	池田 真治君	健康保険課長	……………	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………				吉岡 文博君
建設課長	……………	友田 隆君			
教育次長兼学校教育課長	……………				河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱	……………				三村 直子さん
総務課主幹	……………	横田 佳幸君			
総務課長補佐兼財務班長	……………				久保 秀幸君

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第13回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中村武央議員、中本敦子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌、議員派遣の報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様おはようございます。

「光陰矢のごとし」と申しますが、月日の流れるのは早いものでもう師走の半ば、今年も残すところ半月余りとなりました。

今年、開催いたしました議会は、定例会、臨時会合わせまして13回を数えております。全てに新型コロナウイルス関連の議案が関係したわけではございませんが、感染症対策や事業者支援といった新型コロナ関連の事業に、適時、取り組んでこられたのは、議員の皆様の大なる御理解と御協力のおかげだと感じております。改めて感謝申し上げます。

さて、政府が11月19日に決定した経済対策にありました、18歳以下の子供への10万円給付事業についてでございます。当該事業は、現金5万円と子育て用品に使えるクーポン5万円分に分けて配る方式が基本とされておりますが、岸田首相は、8日の衆院本会議での代表質問で「地方自治体の実情に応じて、現金での対応も可能とする」と表明されました。

本町では現在、5万円の年内支給開始に向けて取り組んでいるところですが、残りの5万円についてもクーポン配付ではなく現金を給付していきたいと考えております。今後、国において、どのような場合に現金給付できるかに関して検討がされると伺っておりますので、我が町としては、国に対して現金給付できるよう声を上げていきたいと思っております。

新型コロナウイルスの感染状況につきましては、全国で100人台前半と落ち着いておりますが、新たな変異株、オミクロン株による感染拡大の懸念が高まっており、まだまだマスクが手放せない状況が続いてまいります。

このように、コロナ禍の収束への道筋がいまだに見えない中ではありますが、明るい話題を御紹介いたします。

文化庁では、毎年、全国各地域において、芸術文化の振興などに功績のあった個人及び団体に

対して、地域文化功労者表彰を行っております。今年は、全国で90人の個人と15の団体が受賞されました。そのうち平生町の関係では、山口県吹奏楽連盟顧問の中井勝氏が受賞されました。

また、山口県選奨では54名と7団体が選ばれ、平生町関係では、芸術・文化・スポーツ功労に平生町文化財審議会会長の瀬川芳昭氏が受賞されました。

栄えある表彰、選奨を授けられた皆様に、心よりお喜びとお祝いを申し上げます。

そうしたさなか、令和3年第13回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、国の動向について、触れてみたいと思います。

我が国経済の状況は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、感染の拡大が想定より長く続いたことから、各機関による今年度の経済成長率の見通しは下方修正が相次いでいる」とされ、世界的な供給制約や資源価格の上昇による所得の流出などが顕在化する中で、景気下振れリスクに十分注意する必要があるとされております。

こうしたリスクを防ぎ、直面する危機を乗り越え、成長と分配の好循環を実現するため、まずは、経済社会全体の豊かさを高め、そして、その果実をしっかりと分配する「新しい資本主義」を起動し、「成長か、分配か」ではなく、「成長も、分配も」実現するための総合的な経済対策「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が、11月19日に開催された臨時閣議におきまして、決定されたところであります。

民間の支出額などを含めた事業規模は78.9兆円で、裏づけとなる今年度の一般会計補正予算は過去最大の35兆9,895億円で、12月6日に召集された臨時国会に提出されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、医療提供体制の強化やワクチン接種体制の整備、感染症の影響により厳しい状況にある方々の支援として、事業復活支援金の支給や住民税非課税世帯への10万円給付などが盛り込まれております。

次に、本町における新年度に向けた取り組みをスタートさせましたので、そのことに少し触れてみたいと思います。

去る10月15日に、令和4年度予算編成方針を各課に対して示したところであります。

本町の財政状況は、令和2年度一般会計決算においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度に比べて3ポイント改善されたところですが、依然として、依存財源に頼らなければならない状況にあり、国の動向に左右される不安定な状況であることを認識しているところであります。

また、財政の健全化を示す健全化判断比率である実質公債費比率、将来負担比率はともに前年度から改善されていますが、新庁舎の外構整備や公共施設の老朽化対策、一部事務組合の施設更

新などにより、今後、大幅な改善は見込めないと推測しているところです。

依然として新型コロナウイルスによる影響が見通せない中、生産年齢人口の減少や景気低迷による税収減、高齢者人口の増加による義務的経費の増加など非常に厳しい財政状況を余儀なくされる状況ではありますが、第五次総合計画の2年目であり、計画に位置づけた基本目標の施策を展開し、希望をもって輝き続ける次世代につながる予算編成を求めたところでもあります。

なお、具体的な予算編成にあたりましては、今後の国や県の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、9月定例会以降の諸般のことについて、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について、報告いたします。

本町の新型コロナウイルスワクチン接種は、4月23日に200人限定で75歳以上高齢者を対象にした優先接種の実施によりスタートし、10月2日でおおむね接種を完了したところでもあります。

その時点の1回目の接種を終えた人数は9,159人、2回目の接種を終えた人数は8,924人で、2回目の接種を終えた人の割合は82.64%となっております。

その後においても、健康上の都合等により接種ができなかった人や12歳に到達した小学6年生の接種を引き続き実施しており、11月30日時点の状況は、12歳以上の人で1回目の接種を終えた人数は9,366人、2回目の接種を終えた人数は9,310人で、接種率はそれぞれ、1回目が86.74%、2回目が86.22%となっております。

来年1月からは3回目の接種を始めることとしており、スムーズなワクチン接種の実施に向けて、関係機関と調整を行っているところです。

次にコロナ禍における観光振興について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への懸念から、イベントが相次いで中止、延期されているなか、11月20日の土曜日に、平生町観光協会主催の「たべリングサイクルひらお」が開催されました。このイベントは町内のグルメスポットや観光地を自転車めぐり、「ひらお」を体験していただくもので、当日は11月とは思えない暖かい陽気の中で、事前の健康観察と当日の感染防止策を済ませた、小学生から50歳代までの参加者計18名の皆さんに久しぶりのイベントを楽しんでいただきました。

小規模ではありましたが、参加された皆さんからは参加できて楽しかったとの声が多く聞かれ、大変喜ばしく感じているところです。

本体行事の「大星山サイクルフェスタ」は残念ながら中止となっておりますが、来年度こそ、開催されることを切に願うとともに、町の活性化のため最大限の支援をしてまいりたいと考えています。

次に、イタリアーノひらお観光大使の委嘱状交付式についてです。

本年5月に観光大使を委嘱し、新型コロナウイルス感染症の影響で、委嘱状交付式を延期しておりました大使お2人目の森裕美子さんについて、11月27日土曜日に委嘱状交付式を無事終えることができました。

交付式は、本年度町が作成をしておりますイタリアーノひらおプロモーション動画の撮影のため、森さんが平生町に一時帰郷された機会を捉えて行ったもので、同じく撮影のため帰郷されたお1人目の観光大使であります中井亮一さん立ち会いのもとに、お2人の平生町での思い出話も交え、和やかな中で行われました。

大使には、今後ますます町のPRをいただきますよう御期待申し上げるとともに、今回撮影されたプロモーション動画につきましても完成を楽しみにしているところであります。

動画につきましては、大使お2人の出演に加え、エキストラとして町民の皆さんにも御参加いただいております完成が待たれるところでして、今後編集を進め、年度末には完成の予定となっております。議員の皆様も是非楽しみにしていただけたいと思います。

最後に、防災の取り組みについて、御報告いたします。

今年の役場の防災訓練を、昨年同様に津波防災の日である11月5日に行いました。当日は、Jアラートの訓練放送に合わせまして、本庁ならびに出先施設で地震を想定した避難訓練及び災害対策本部の設置運営訓練を実施いたしました。

災害は、いつ発生するかわかりません。コロナ禍であっても感染対策を行いながら、訓練を重ねていく必要があります。来年は新庁舎に移転することとなりますので、新たな防災体制を構築し、もしもの事態に備えてまいりたいと考えております。

以上、報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、9月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について、御報告を申し上げます。

まず、教育に関する事務の執行状況に係る点検評価についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は「毎年事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会への提出とともに公表しなければならない」、このようにされています。このことから、今年度も令和2年度に取り組みました主要な事業を対象に点検評価を行いました。

教育行政評価委員会においては、今年度は特に、新型コロナウイルス感染症が各事業にどのような影響を与えたかと、その対策について報告し、評価の参考にさせていただきました。

評価結果につきましては、この12月定例会最終日の全員協議会において、御報告をすべく準備を進めているところでございます。

続きまして、GIGAスクール構想に係る取り組みについて報告をいたします。

昨年度事業において、町内小中学校では一人一台端末の環境が整備されたところですが、10月からはこの端末を自宅に持ち帰って学習に活用できるようにしています。

端末の持ち帰りを安全・安心に行うために、スタートするにあたっては、文科省や県、全国の先進自治体の取り組みに関する情報収集に始まり、学校や専門業者との検討会、保護者アンケートの実施や意見収集など、端末の設定や使用のルールづくり等、時間をかけて準備してまいりました。今後は、全国で生じる課題などにも注視をし、随時、内容の見直しを考えていくことも必要と考えておりますが、学校、そして子供達には、毎日の学習やさまざまな活動の場面での積極的な活用による学びの転換、そして、学びの深化を期待しているところでございます。

次に部活動改革についてでございます。

中学校の部活動改革については、まず、平成31年1月、中央教育審議会答申におきまして、「地域で部活動に代わりえる質の高い活動の機会を確保できる体制の整備を進め、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」、このようにされ、令和元年12月の、給与特別措置法の一部改正に伴う付帯決議では、「部活動を学校単位から地域単位の取り組みとし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」、さらに、昨年9月のスポーツ庁、文化庁、文科省などから連名で発出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」では、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る。部活動の段階的な地域移行は、部活動改革の第一歩である」とされてきています。

このことに伴いまして、国では今年10月、運動部活動の地域移行に関する検討会議が設置され、本県においても、やまぐち部活動改革推進協議会が10月27日に開かれ、私もその委員となり、オンラインでは町教育委員会職員も参加をしたところでございます。

本町においても今年度、地域部活動検討委員会を立ち上げ、検討を進めていますが、地域の受け皿としての運営組織や体制、財源、指導者など課題も多く、特に少子高齢化が急速に進みつつある中では、部活動の地域移行と地域スポーツの振興との同時解決をめざして進めていかなくてはという思いもございます。このことは、時間的なゆとりも多くはないとはいえ、一朝一夕にできるものではありません。関係者のお知恵やお力もいただきながら、これまでの充実した部活動の維持・充実、質の高い活動機会の確保という狙いに行きつくように、努力を続けてまいります。

なお、コロナ感染症の関係から延期をしておりました平生中学校の修学旅行ですが、11月

9日から3日間の日程で無事に行うことができました。生徒や保護者の方の喜びもひとしおで、実施の可否を直前まで見極めることができたのも、予算的な裏づけをいただいていたおかげだと中学校から感謝の言葉を受けております。

続きまして、社会教育関係の行事でございますが、毎年10月に開催の「音楽鑑賞会」、「ファミリースポーツレクリエーション大会」、11月に開催の「平生町総合文化展」等の文化行事、「駅伝競走大会」、「青少年健全育成推進大会」は、全て新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止とさせていただきます。

そのような中であっても、活動の成果の発表の場は設けたいという思いから、関係団体等と協議を行い、平生町総合文化展にかわる取り組みとして「平生町ミニ文化展」を10月26日から今月16日まで平生まち・むら地域交流センターで開催しております。外回りでは10月26日から30日まで、「平生町菊の会」の菊の展示、ロビーでは生け花・俳句・川柳・手芸・水墨画・トールペイント・盆栽など、2週間ごとに団体の作品を入れかえ、展示する分散型としております。ミニ文化展も残り3日となりましたが、開催期間には多くの方に来場いただきました。なお、昨年に引き続き各団体の作品については広報やホームページでも掲載をすることとしております。また、「ふれあいコンサート」、「町民音楽祭」にかわる取り組みとして、本来予定していたステージ発表を録音・録画して、CDやDVDに編集し、町内事業所や町施設で鑑賞してもらうこととしております。

「友遊スポーツ教室」や「ふれあい工作教室」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止をしておりましたが、10月から感染症対策を徹底し、再開をしています。

これらのほかに、11月3日には山口県立博物館・山口大学埋蔵文化財資料館との共催によりまして、本町の遺跡等について説明を受けながら現地を散策する講座「古代ウォーク」を開催しました。町内外から定員を超える申し込みがあり、抽選で9組13名が参加いたしました。歴史民俗資料館で縄文時代から古墳時代・古代にかけて出土した資料を観察したあと、徒歩で岩田遺跡、白鳥古墳、神花山古墳、神出古墳群を見学、阿多田古墳と東前寺古墳群を遠望しました。専門講師の解説を受けることができた貴重な機会となりました。

最後になりますが、11月1日に開かれた山口県と地域活性化センターが共同で開催いたしました、「地域創生フォーラムin山口」におきまして、「平生町家庭教育支援チームカンガルー応援隊」の取り組み事例が取り上げられ、地域連携教育の取り組みの一つとして御紹介されたことについても御報告をいたします。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....
○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 承認第5号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、承認5号「令和3年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」の件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、本定例会に御提案申し上げます議案は、承認1件、予算7件、条例5件、事件2件でございます。

まず、承認第5号「令和3年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」御説明申し上げます。

今回の補正額7,250万5,000円を増額いたしまして、予算総額は66億7,648万2,000円となるものであります。

補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みとして、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に要する経費を計上いたしております。

本事業の対象は、18歳以下の子供がいる世帯であり、10万円相当の給付が予定されており、5万円の現金支給について、児童手当受給世帯分には年内の支給が想定されていること、プログラムデータ等の作成に時間を要することなどから、早急に予算措置を講じる必要があることなどを踏まえ、やむなく専決処分としておりますので承認を求めるものであります。

7ページの歳出から、御説明申し上げます。

対象者を1,420人と見込んでおり、交付金に所要額を計上いたすほか、事務補助員、印刷製本費、郵便代などの事務的経費のほかプログラムデータ等作成業務に要する経費を計上いたしております。

戻りまして、6ページの歳入であります。

事務費を含め、全額国庫補助金を充当いたすものであります。

8ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。なお、残りの5万円分の取り扱いについて、本町では現金給付を考えておりますが、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、承認1件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

承認第5号「令和3年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第53号

日程第7. 議案第54号

日程第8. 議案第55号

日程第9. 議案第56号

日程第10. 議案第57号

日程第11. 議案第58号

日程第12. 議案第59号

日程第13. 議案第60号

日程第14. 議案第61号

日程第15. 議案第62号

日程第16. 議案第63号

日程第17. 議案第64号

日程第18. 議案第65号

日程第19. 議案第66号

○議長（中川 裕之君） 次に、日程第6、議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」

から日程第19、議案第66号「字の区域の変更について」までの件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは承認1件につきまして、御承認を賜りまして、ありがとうございます。

ございました。

続きまして、予算7件、条例5件、事件2件の議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は3億4,018万5,000円を追加いたしまして、予算総額は70億1,666万7,000円となるものであります。

始めに、今回の12月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費、退職手当などの人件費につきましては、人事異動や県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより、補正をいたすものであり、それぞれの費目において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略させていただきます。

それでは、歳出の主なものを、費目順に御説明申し上げます。

歳出につきましては、12ページからであります。

12ページから13ページにかけての一般管理費では、委託料に職員の採用試験に要する経費を計上いたし、増額補正いたすものであります。

また、マイナンバーカード交付事務対応として、会計年度任用職員の事務補助員に要する経費を報酬のほか旅費に計上いたしております。

13ページの情報通信費では、社会保障・税番号制度システム改修事業の増額補正をいたすほか、国から補助金の内示がありましたので、財源を変更いたすものであります。

13ページから14ページにかけての財産管理費では、庁舎外壁の剝がれ落下を防ぐための網が経年劣化により一部破損しており、この部分を覆い直すなど来庁者の安全対策に要する経費を需用費の修繕料に計上いたすほか、田布路木の町有地におきまして2段積みブロックが倒れていることから、周辺の安全対策と適切な維持管理に要する経費として修繕料に計上いたしております。

また、第4庁舎の空調機の改修に要する経費を計上いたすほか、財政基金への積立金を計上いたしております。

15ページの地域交流センター運営費では、当初予算で計上いたしております、施設改修事業費の特定財源として県補助金の内示がありましたことから、町債とあわせて財源調整をいたすものであります。

新庁舎整備事業費では、工事の進捗を踏まえ、年度末での出来高による支払いをするため、令和4年度分の工事請負費から前倒しする増額補正をいたすほか、太陽光発電や屋外トイレの設置等に要する追加の工事請負費を計上いたしております。また、追加の工事に伴う実施設計業務を委託料に、新庁舎移転に伴う備品等の借上げに要する経費を使用料及び賃借料に、それぞれ計上いたしております。

16ページの戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの発行にあたり、追加事項の記載に必要となりますプリンターの購入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

17ページの統計調査総務費では、県委託金の確定に伴い補正をいたすものであります。

18ページから19ページにかけての社会福祉総務費では、国保被保険者負担軽減対策費の確定により、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を補正いたすほか、令和4年度から田布施町と共同で進めてまいります子ども家庭総合支援拠点業務に必要となります福祉センターの施設整備に要する経費を計上いたしております。

同業務には社会福祉法人の参入が見込まれており、開設に向けた施設整備を進めてまいります。

また、扶助費では福祉タクシーの利用状況や今後の利用見込みを踏まえ、増額補正をいたすものであります。

19ページの老人福祉総務費では、新市・裏町地区老人憩の家の軒天井が破損しており、施設修繕に要する経費を修繕料に計上いたし、施設の利用促進につなげる施設整備を進めてまいります。

19ページから20ページにかけての障害者福祉費では、主に障害福祉サービス費、障害児給付費におきまして、自立訓練や通所給付等のサービス利用が増加しており、所要額を増額補正いたすものであります。

20ページの高齢者保健対策費では、介護保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

21ページの児童福祉総務費では、制度改正に伴う児童手当の所得限度額等が変更になることからシステムを改修する必要があり、委託料に所要額を計上いたしております。

児童環境づくり推進事業費では、児童クラブの利用人数の減少が主な要因で報酬、食糧費を減額補正いたすものであります。また、子ども家庭総合支援拠点業務に必要となりますパソコンなどの購入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

21ページから22ページにかけての保育所運営費では、保育対策総合支援事業として、佐賀保育園における国庫支出金を活用した感染症予防対策に要する経費を主に消耗品費に計上いたしております。

委託料につきましては、法人保育園保育委託業務におきまして、今後の所要見込みにより増額補正をいたすものであります。

負担金につきましては一時預かり、私立幼稚園施設利用負担金におきましては利用状況を踏まえ、増額補正をいたすものであります。

補助金につきましては、法人保育園における国庫支出金を活用した感染症予防対策に要する経費を計上いたしております。

償還金につきましては、過年度分の地域子ども・子育て支援事業費の国、県への返還金を計上いたしております。

23ページの健康づくり推進事業費につきましては、各種検診の委託料におきまして、所要見込みにより増額補正をいたすものであります。

また、明治安田生命保険相互会社から健康づくりに役立ててほしいと寄附金をいただいております。全自動血圧計などの購入に活用させていただきたく備品購入費に所要額を計上いたしております。

24ページのひらおハートピアセンター運営費では、施設の補修に要する経費を計上いたしております。

25ページの漁港建設事業費では、繰出金につきましては、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴い、増額補正をいたすものであります。

27ページの道路橋梁維持費では、測量設計業務委託料の入札減に伴い、事業費を見直し、工事請負費へ振替を行うものであります。

また、山口県市町村振興協会から地域づくり推進事業助成金の交付決定を受けまして、単独事業費に充当することといたしております。

河川維持改良費では、重油価格の高騰や今後の降雨量等の影響を踏まえ、大内川の排水機場などの燃料費を増額補正いたすものであります。

28ページの下水道整備費の繰出金は、下水道事業特別会計の補正に伴い増額補正いたすものであります。

29ページの非常備消防費では、柳井地区広域消防本部と町役場との間の防災システム上における専用回線のデジタル化に要する経費を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止されることとなりました関係者会議への負担金を減額補正いたすものであります。

30ページの小学校費の学校管理費では、主に平生小学校のプール改修事業費の確定により工事請負費を減額補正いたすものであります。

中学校費の学校管理費では、平生中学校のプールにおきまして経年劣化による剥離箇所がみられることから、下地処理を施し、全面塗装を行う所要額を工事請負費に計上いたしております。

31ページから32ページにかけての図書館費では、備品購入費におきまして特定寄附金の活用により図書を購入いたすものであります。

33ページの諸支出金の渡船事業費では、共同運航事業における県補助金の確定に伴い増額補正をいたすものであります。

続きまして、歳入について、御説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページからでございます。

個人町民税につきましては、給与所得などが当初の見込みを上回っておりますことから、現年課税分を増額補正いたすものであります。

固定資産税では、償却資産における設備投資への増加が主な要因で当初の見込みを上回っておりますことから、現年課税分を増額補正いたすものであります。

8ページから10ページにかけての国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明しました各事業の特定財源であります。確定や見込みにより増額または減額いたすものであります。

10ページの寄附金では、いただいた寄附金を健康づくり推進事業の備品購入と図書の購入に活用させていただき、それぞれ充当いたすものであります。

11ページの雑入につきまして、児童クラブ事業費は、利用者の減少に伴う自己負担分の減額補正であります。また、山口県市町村振興協会から地域づくり推進事業に対して交付される地域づくり推進事業助成金を計上いたし、道路橋梁維持費の単独事業費に充当することとしております。さらに過年度分の精算に伴います国、県からの負担金を計上いたしております。

子ども家庭総合支援拠点運営事業費では、運営上の共通経費における田布施町の負担分であります。

町債では、総務債、教育債におきまして、財源の振替、対象事業費の増額または減額により起債発行額をそれぞれ増額または減額補正いたすものであります。

前に戻りまして、5ページには新庁舎整備事業におきまして事業費の増額に伴う債務負担行為の限度額の補正、さらに地方債の補正を計上いたしております。

なお、34ページから38ページに給与費明細書を、39ページには債務負担の設定を追加する調書を、40ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、それぞれ御参考に供していただきたいと存じます。

また、人件費を計上いたしております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上で、議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第54号「平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について、御説明申し上げます。

今回の補正額は100万7,000円を減額いたしまして、予算総額は16億3,839万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページであります。

総務管理費の一般管理費では、県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより、人件費を補正いたすものであり、予備費とあわせて減額補正いたすものであります。

前に戻りまして、6ページの歳入では、一般会計からの繰入金におきまして、人件費分の減額に伴う減額補正をいたすものであり、その他一般会計繰入金は県補助金の確定により減額いたすものであります。

続きまして、議案第55号「平生町下水道事業特別会計補正予算」について、御説明申し上げます。

今回の補正額は777万2,000円を増額いたしまして、予算総額は7億4,752万2,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページからであります。

下水道管理費は、人事異動が主な要因で人件費を増額補正いたしております。また、過年度に生じた使用料の還付金を増額補正いたすほか、公課費は消費税の納付におきまして、納付金額の確定により減額補正をいたすものであります。

下水道整備費は、配置がえが主な要因で人件費を増額補正いたすほか、物件移転等補償に要する経費を計上いたしております。

戻りまして、6ページの歳入でございますが、一般会計からの繰入金は、会計運営の財源調整をいたすものであります。

続きまして、議案第56号「平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は7万1,000円を増額いたしまして、予算総額は1億1,329万5,000円となるものでございます。

7ページの歳出では、県人事委員会の勧告を受けまして、給与改定を行うことにより人件費を補正いたすほか、施設の資材価格特別調査業務におきまして、資材価格調査機関の調査辞退により、委託料から工事請負費に事業費を振替計上いたすものであります。

また、過年度に生じた使用料の還付金を増額補正いたすほか、公課費は消費税の納付におきまして、納付金額の確定により増額補正いたすものであります。

戻りまして、6ページの歳入では一般会計からの繰入金におきまして、会計運営の財源調整をいたすものであります。

議案第57号「熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額は66万4,000円を増額いたしまして、予算総額は2,448万3,000円となるものでございます。

人事異動と県人事委員会の勧告を受けまして、給与改定を行うことにより減額補正いたすものであり、構成団体からの負担金、他会計からの繰入金を充当いたすものであります。

第58号「平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の

補正額は9万8,000円を増額いたしまして、予算総額は14億7,558万9,000円となるものでございます。

7ページの歳出では県人事委員会の勧告を受けまして、給与改定を行うことにより補正いたすものであり、繰入金により対応いたすものであります。

戻りまして、6ページの歳入では一般会計からの繰入金におきまして、人件費分の減額に伴う減額補正をいたすもののほか、事務費分につきましては、熊南地域介護認定審査会事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

議案第59号「平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額は5万8,000円を減額いたしまして、予算総額は2億6,427万3,000円となるものでございます。

7ページの歳出では県人事委員会の勧告を受けまして、給与改定を行うことにより減額補正いたすものであります。

戻りまして、6ページの歳入では一般会計からの繰入金におきまして、人件費分に要する財源調整をいたすものであります。

議案第60号「平生町課制条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、新たな行政課題に専門的及び重点的に取り組む体制を整備するために改正するものであります。

改正の内容といたしましては、デジタルトランスフォーメーションの進展や地球温暖化対策などに対応するため、デジタル推進課及び環境政策室を新設いたすものであります。

施行日につきましては、新庁舎移転時期に合わせ、令和4年5月1日といたします。

続きまして、議案第61号「平生町一般職の任期付職員の採用に関する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用に関し、必要な事項を定めるものであります。

これにより、高度の専門的な知識経験や優れた識見を有する者が一定期間必要な場合や、一定の期間のみの業務の発生や業務量増加がある場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができるようになります。

なお、附則において、この条例の制定に伴い必要となる「平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正を行うものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第62号「平生町福祉センター設置及び管理条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、子供の福祉施策が行える拠点施設とするため、当該施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

内容といたしましては、既存施設であります平生町福祉センターを児童福祉の増進を図るための拠点施設となるよう、施設で行える主な事業を、子ども家庭総合支援拠点事業に関すること及び児童福祉活動の推進のための施設の提供に関することとし、町が当該施設を管理するものであります。

なお、当該施設は、令和3年4月1日から福祉施策の充実を図る総合的な施策展開が行える拠点として活用するため「平生町福祉施設条例」を制定しているところですが、当該施設の活用目的及びその内容が変わることから、附則において「平生町福祉施設条例」の廃止を行うものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第63号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、出産育児一時金の見直しであります。

現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げるとともに、加算額は現行の1万6,000円から1万2,000円に引き下げるものであり、支給総額につきましては42万円に変更はありません。

施行日につきましては、令和4年1月1日といたします。

続きまして、議案第64号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本町消防団の組織強化を図るため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、現在本部及び9分団での組織を本部及び4分団での組織に再編するものでございます。

再編については、有事の際に団員が集まらず、出動ができないといった事態の回避や長時間に渡る活動の際の交代人員を確保するため、管轄区域の広域化により分団員数を増やすことで団員の負担軽減を図り、確実に出動できるための組織強化を図るものであります。

多発する自然災害にも柔軟に対応できるよう、地域の安全・安心の確保が図れるものと考えております。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第65号「あらたに生じた土地の確認について」を御説明申し上げます。

平成4年に公有水面の埋め立てが竣功認可されており、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、本町の区域内にあらたに生じた土地の確認をするものでございます。

位置については、添付しております図面のとおりでございます。

この工事は、平生町が佐賀小森漁港の局部改良事業により、平生町大字佐賀字東本郷2103の10地先の公有水面を埋め立て整備したもので、あらたに生じた土地の面積は980.37平方メートルであります。

続きまして、議案第66号「字の区域の変更について」御説明申し上げます。

議案第65号によります埋立地及び公共空地を本町の区域に編入するものでございます。

位置については、議案第65号に添付しております図面のとおりでございます。

本町に編入する面積は、埋立地と公共空地を合わせた1,507.11平方メートルであります。

地方自治法第260条第1項の規定に基づき、この区域を平生町大字佐賀字東本郷の区域に編入するものでございます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を10時5分といたします。

午前9時53分休憩

.....

午前10時05分再開

.....

日程第20. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第20、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑に入ります。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により、順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。

町民に安心と活力をと、大きなくくりの質問ですが、お尋ねをしたいと思います。

コロナ禍の中、町長を初め、職員の皆さん、関係者の皆さんは本当に多くの課題に取り組み、ワクチン接種を初め、さまざまな事業を実行し、町民の生活を守っていただきました。このこと

について、心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

と、過去形で言えるかと先月末までは思っていました、オミクロン株が確認され、世界のはやってる国とかのさまざまな専門機関がオミクロン株に対して、これはこういう性格を持つてるよとか、それぞれ、今、言ってることが違います。まだまだ先は見えていません。大変ですけども、町民の安心のために、ぜひとも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

その半面、多くの事業が、先ほど行政報告等でもありましたけれども、延期や中止となりました。その都度、その決断をされるに当たって、特に担当者の方、本当につらい思いをされたのではないかと思います。そして、町から活気がなくなり、学校行事など、子供たちの元気な声を聞く機会も減ってしまいました。

そのような大変な毎日ですが、巣ごもりの生活の中で、これまでとは違った感覚、価値観を覚えた方も多いと思います。コロナ禍だからこそ気づいた、今までに対する違和感、この感覚や価値観、これからの平生町に何とか生かせないでしょうか。

例えば、イベント的な事業は、町民が主役で活力に満ちたものだと思います。大げさに言えばですけども、それが行政側主導であったり、行政主体であったり、逆に限られた一部の人の考えで、職員に準備品や業者の手配、書類作成などの全てを任せ、その報告に対して指示するだけ、あげくの果てには各方面から表彰や勲章をもらっていたなんてことがあれば、これは今の時代、理解されますでしょうか。先ほども申し上げましたが、大げさに言えばという例ですが、こんなことがあれば、改善が必要だと思います。

また、例えば、「前回こうだったから今回も」とか、「役員が足らんがどうしようか、〇〇さんなら断らんけえ言うてみるか」というふうな形にはなっていませんか。いや、これも事実ではなく、大げさにわかりやすく言えばですが。もちろん、そのおかげで、安定的・継続的にそれらの事業はその歴史をつくってこれたのだと思います。

その先人の功績を受け継ぎ、さらなる発展を目的に、本当に必要な事業と人選について、今とこれからを生きる平生町民の活力のために、ゼロベースで今の時代の感覚や価値観で精査・検討することはできませんでしょうか。そのために必要なのは現状の認識です。それぞれの事業の歴史の中で、現在、どのような状況にあるのかを正確に把握することが必要だと思います。その上で、今あるべき姿にブラッシュアップする、もしくは再構築、または中止、廃止ということになるかもしれませんが、町民のためになる、町民がわくわくするような、日々の活力につながる事業の精査、再検討はできませんか。

その現状を認識する際に必要なのは、例えばイベントの開催を検討する際、コロナ禍の今で言えば延期や中止を検討する際、どういうやり取りが行われたかを担当職員からじかに聞くことが有効ではないでしょうか。報告の過程で、添削をされた読みやすい報告書でなく、本当の姿を把

握ることが重要だと思います。古い体質が悪いというわけではありません。先が見えない今だからこそ、新たな感覚や価値観による事業の見直し、組織変更や人選により未来へ光が見える、希望の光が少しでも見える平生町の未来に向けて、世の中がコロナに対応できて、再び世の中が動き出すと同時に、平生町と平生町民が力強く一步を踏み出す準備をするチャンスではないでしょうか。

町民の活動が平生町の発展を支えてきました。その中で、多くの団体、継続的發展に必要な人材育成やノウハウの継承は後回しにされました。先人の功績を受け継ぎ、さらなる発展につなげるため、大胆な発想の転換と決断、これをしていただけませんか。町長、お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、やむを得ず、町の事業を中止、または延期をいたしました。町民の皆さんの健康、安全安心の観点から判断をさせていただきましたが、行事を楽しみにされていた多くの皆さんには大変申しわけなく思っております。

現在、この地域を初め、新規感染者の確認は大幅に減少しており、全国的に感染は落ち着いた状況となっておりますが、新たな変異株が確認されるなど、収束の道ははまだ見えてきません。当分の間は、3密を避けながら、感染対策に配慮したニューノーマルと呼ばれる新しい生活様式を取り入れたウィズコロナの日常生活を送ることと推測いたしております。

町の事業につきましては、これまで当たり前だったことが通用しないことが想定され、これまで気づかなかった新しい価値観が生まれていないか、コロナ禍が気づかせてくれたニーズがないか等、新型コロナ感染拡大前の事業等をそのまま再開するのではなく、運営方針や進め方、地域と人の関わり方などについて、見つめ直すことが重要であるというふうに考えており、その上で、変えるべきところは変えていく、見直すところは見直す必要があると考えております。ポストコロナに向けて変化する生活、価値観を的確に捉えて、町が成長を続ける、未来を切り開く施策の実現が求められていると考えております。

また、全国でオンライン上でのビジネスが進み、都市部から地方へ向けた人口移動の大きな流れが期待をされております。今こそ、愛着や好感を持たれる魅力あるまちづくりを進めていく必要があるというふうに考えております。

今年で、イタリアーノひらお推進事業が3年目となりました。新しいことに取り組んでいこうとする町の姿勢を、多くの皆さんが感じてくれたのではないかなと思っております。

新年度では、町民の皆さんの町への期待、町への思いを形にしていくような取り組みを進めてまいりたいと考えております。本町が持つ自然、地域資源の魅力が最大限生かされるような取り組みにより、将来に明るく輝く平生づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御協力を

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 今、欲しかった答弁を全部もらったような気がして、これが本当に形になって実現すれば、ほんと町民、わくわくと来年度、その先、進めると思います。

今、答弁の中にもありましたけれど、活力、やっぱり希望だと思っています。何だか楽しいとか、わくわくするとか、安心感があってこそ希望を持てると思っています。閉塞感に満たされてしまった今、将来に向けて、光の見える平生町を町民は求めていると思います。

夏のオリンピック、本当に多くの感動をもらったと思います。やっぱりわくわくしませんでしたか。僕はすごくわくわくしまして、感動しました。その中で、解説の言葉、びっくりしませんでしたか。「ゴン攻め」とか「びったびた」とか、今までじゃあ、テレビ、特にNHKじゃ、こんな日本語を使うなんてことはなかったと思います。そのスケートボードの彼、彼女たち、世界を相手に闘って、多くの方に感動を与えて、活力を与えていると思います。

このオリンピック以来、少なくない自治体がスケートボードのパーク、その練習場であったり、競技場ですよね。それを持つ自治体は改修をしたり、ないところは新設をしたり、新設を検討したりしてるという報道をよく聞きます。

僕は、かなり前ですけれども、以前に、利用の少ない施設、平生町のハートランド等にスケートボードのパークをつくってはどうかと提案したことがあります。そのときにもっと僕がうまく皆さんに納得してもらえる説明ができていれば、平生町からメダリストが出ていたかもしれません。仮定の話ですけどね。

そこで、今回の提案です。安直な発想と思われると思いますけれども、オリンピック、次の次ぐらい、アメリカですかね。次の次ぐらいの新種目を目指している競技、幾つかあります。その中にも、ダンス。平生町の子供たち、数年前、いろんなイベントで、本当に小さい未就学児も含めたダンスの団体、もうすごい切れっ切れのダンスをしてくれる町民の子供たちがいました。彼らは多分、このコロナ禍の中でも練習を積んで、さらにうまく、強く、上手に踊れるようになってると思います。そういった、新種目を目指すようなダンスです。

それとか、eスポーツ。単純に言や、ゲーム。叱られるかもしれませんが、ゲームです。eスポーツや、あとドローン。ドローンの中でも、ドローンレース。室内でやる、ドローンを操縦して、実際の飛行機のように決められたコースを飛んでやる、世界のワールドカップのようなものがあります。

そんなものとか、世界では盛んですけど、日本では認知度、人口——最近ではジュニア世代で人口は増えていると聞いてますけど、クリケット。これはもう、世界で競技人口は2番目、サッカーに次いで多い。でも、日本じゃ、クリケットなんて見る機会、触れる機会、ないですよ。

そのクリケットのトップ選手たち、数十億円の年俸を稼ぎ出して、その地域をまた盛り上げて、感動を与えて、活力をそこの国の人たちはもらっています。

こういった競技、こういったものを平生町だけでなく、日本全体で盛り上がるような競技。その競技、それとその競技に関連する企業、これをセットで誘致をして支援する体制。行政ではなかなか難しいかもしれませんが、今までの行政と違った形でこういった企業と選手を誘致して平生町全体で盛り上がる、活力をみんなが持って前へ進んでいける、こういったことも検討いただけないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

いろいろな御提案をいただきました。平生町でできるものはやっぴいこうかなと思っております。

特に、私も、課長の皆さんの前で、来年度予算に当たって、財政は大変厳しいということはわかってますが、その中でも、来年度予算の中に、おっしゃられるとおり、町民がわくわくするような予算を考えてくれというふうに言っております。本当に予算を見ただけで、わくわくとなるぐらいの予算をつくりたいなというふうに思っております。

さっき、いろいろな御提案いただきました。それらも検討に、私、しようと思っております。どんなのできるのか。もちろん財政等も考えながらやっぴいけたらいいなというふうに思っていますので、町としても一生懸命頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、選挙投票率向上の取り組みについてお伺いいたします。

選挙の投票率向上をさせようという取り組みに当町も御努力されていると思います。しかし、投票率の低下傾向には歯どめがかからない状態となっております。

県の前回の参議院選挙の投票率は36.54%、衆議院選では49.67%で戦後最低を更新した上、全国でも最低で、しかも唯一50%を割り込むという結果でした。その中でも、当町は参議院選では42.54%、隣の田布施町は46.80%、そして上関町は58.74%であり、近隣と比べても投票率が低い結果が出ております。

そこで、啓発のあり方、今後の方策について、次の3点をお伺いいたします。

まず、1点目に、投票所への移動が困難な有権者のための取り組みについてですが、高齢者や障害のある方、またその他の有権者で投票所での投票が困難な有権者のために巡回バスを運行し、巡回バスでの投票をすることは考えられないでしょうか。

2点目に、障害がある方への対応についてですが、耳が不自由など見た目では障害がわからない方への対応、また体の不自由な方への対応で、職員の研修など、なされているのでしょうか。また、どういった対応をされているのか、お伺いいたします。

3点目に、18歳以上の若い有権者の教育のあり方についてですが、若い有権者の学校教育において、政治や選挙の仕組みは教えても、選挙の意義や重要性を理解させ、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う人としての意欲や態度を身につけていくことが必要だと思います。

そこで、選挙時だけではなく、若い有権者に常日ごろから、選挙、政治について社会の問題の情報をできるだけ多く発信していくなど、また投票所への説明、投票の仕方や仕組みをわかりやすく動画やホームページ上で発信していくような取り組みができないか、お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 中尾選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） それでは、岩本議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。

投票所への移動支援や移動期日前投票所は、中山間地域における過疎化や高齢化の進展といった社会環境の変化により、投票所の統廃合を行った地域を対象に行われている例が見られます。統廃合により投票所までの距離が遠くなった地域を対象に、交通手段の確保が難しい有権者の投票環境の確保を目的として行っているのが現状でございます。

本町では、現在、8つの投票所を開設をしております、当面は現状の投票所数を維持したいと考えております。ただ、今後、人口動態の変化等によりまして、投票所の統廃合を検討することも考えられます。投票所の統廃合があった際には、有権者の投票の機会を確保するために、移動支援、または移動期日前投票所の実施を検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目でございます。

障害を持った方への対応ということで、御質問いただきました。

広報やホームページを通じまして、不在者投票や代理投票、点字投票といった障害を持った方への投票を支援するための制度につきまして周知をいたしております。投票時に支援が必要な場合には、申し出をいただくように促しているところでもございます。

今年行われました10月の選挙では、投票事務における留意事項につきまして、投票事務従事者を対象に説明会を実施いたしました。また、投票管理者や、今言った投票事務の従事者には、代理投票の手順などが記載をされました投票事務の手引きを配布をし、周知をしておるところでございます。これからも、投票事務の全般的な手順等の周知は十分に図っていききたいというふうに考えております。

また、障害を持った方本人からの支援の申し出がない場合におきましても、投票の際に支援が必要ではないかと判断をされる選挙人に対しては、代理投票や点字投票制度などの利用につきまして、積極的に声かけをするように投票事務の従事者には促しているところでございます。

投票所として使用する施設は障害者等への配慮が整った施設を使用しており、手すりつきスロープの設置や出入口の変更などによりましてバリアフリー化を行っておるところです。また、点字器や車椅子の貸し出し、車椅子の使用をする方が使用しやすい記載台の配備など、障害を持った方が投票しやすい環境づくりに努めておるところでございます。

3点目でございます。

18歳以上の若い有権者さんに対する教育についてでございます。

平成28年に、18歳選挙権が導入をされました。有権者の政治参加意識を育む主権者教育が、その際から注目をされてきております。主に若者に向けて、政治について考える機会を与えて、主権者としての資質を育んでいくことが求められているところでございます。

ここで言う主権者教育とは、主権者たる国民が政治や社会での出来事について、自分事として考え、主体的に行動できるようにするための教育を言いますが、取り組み事例といたしましては、中学校や高校に選挙管理委員が出向きまして、選挙の意義や仕組みについて話す講義、仮想のテーマに対する複数の候補者や政策を設定をし、投票を行う模擬選挙、そして、実際の選挙事務に従事してもらった選挙事務への起用などがあります。

本町選挙管理委員会では、主権者教育の取り組みとして、学校への出前講座や模擬投票、成人式でのパンフレット配布による情報発信などを実施しているところでございますが、今後は現在の取り組みに加えまして、若い有権者が政治を自分事として考え、主体的に行動できるようにするため、選挙事務への起用も検討してまいりたいと考えております。

こうした主権者教育や啓発活動は日ごろからの取り組みが重要となりますが、本町のような小規模の自治体では専属の職員を置いていないため、選挙期間以外の取り組みが難しい面がございますが、選挙期間中には広報車を使用した街宣活動を積極的に行うとともに、先ほど提案いただきました防災無線による期日前投票などの啓発放送、SNSなどを利用した啓発活動を検討していきたいというふうに考えております。

また、日ごろからの取り組みについても、できることが何かないか検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 若い人たちは、自分はどこの投票所へ行けばいいのか、どこ行ってもいいんだろうとか、ちょっと迷う方もおられるので、本当に基本的なものなんですけど、どこの地区でどこへ行くという場所、そういう案内もしっかりしていただきたいと思っております。

先日、下関市ですが、来年2月にある知事選から、路線バスの車両を活用した移動期日前投票所を設けて、県内初の取り組みを導入されるようです。当町でも、できることからそういった取り組みを進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

また、選挙期間中は、毎日1回、選挙のお知らせ放送をしてはいかがでしょうか。そうすると認識がまた新たにできるのではないかと思います、こういった取り組みはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（中川 裕之君） 中尾選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） ただいま岩本議員から、下関市での取り組みを御紹介をいただきました。先日の新聞報道で、私も目にいたしました。

下関は、合併をいたしまして、非常に市域が広がっております。昨今、山口県内におきましても、萩市、山口市といった、同じように合併に伴いまして市域が広がった地域では、そういった取り組み、検討されている、また進められているというふうに思っております。

先ほども申しましたけども、本町、合併をしておりませんし、現在8カ所ございます投票所、こちらは当分の間は堅持をしてみたいというふうに考えておりますので、先ほど申しましたように当面は考えておりませんが、そういったことについても、きたる時期に慌てないように考えておきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

それから、放送でございます。先ほども答弁させていただきました、防災無線による放送も考えていきたいというふうに思いますけれども、それを1日1回やるといたしまして、いつやるのかというのが、これ、非常に大きな問題でございます。若い方の投票率に絡めて放送しようとするれば、若い方が町内にいらっしゃる時間帯を見極めて放送しなきゃいけない、そういったことも考えてまいらないといけないものですから、なかなかすぐに、すぐやっていますよということ、は難しいと思いますので、こちらでも検討してみたいといった答弁にさせていただこうと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、来年も選挙の多い年となりますので、町民の皆さんにしっかり情報を発信していただき、投票率がアップするような取り組みとなるよう考えていただきたいと要望して、質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） それでは、質問をさせていただきます。

まず、最初です。平生町における近年の選挙の投票率の低さをお尋ねいたします。

先ほどの、今、岩本議員も言われましたけども、平生町は、この近隣では、大島も含めて、参

議院選挙補欠選挙がありました。衆議院の選挙もありました。やはり一番最低です。また、投票率も、高齢化とともに下がっているんだろうと思います。

この件は今お話しされましたので、2番目の投票率アップに向けての取り組みについて、4点お尋ねいたします。

まず1点目、少子高齢化と有権者数の減少も考えられ、独居、高齢者、障害者へのきめ細かい対応、工夫が必要です。選挙に行きたいが、援助がなければ、車や介助が必要な人が投票につながらないのではないのでしょうか。「若いもんもないし、タクシーで投票所に行かないといけんのよ」という声も何人からも聞いております。誰がいつなら投票に行ける、援助の声かけ、家族同士の連携不足、手のふるえ、移動の介護、代筆など必要な人もおられます。有権者にはわかりません。行ったら何とかしてくれるっていうことが浸透してないんです。ヘルパー、民生委員、地域との関わりが必要と思います。

2点目、期日前投票を一度経験した人が、「ああ、よかった、大変なのかと思った。親切に教えてくれて、簡単でよかった」と安堵の声を発します。また、期日前投票に抵抗感を抱いている人もおられるのではないのでしょうか。期間も時間もあります。町独自の宣伝はどうでしょうか。期間中に街宣車で、日にち、時間、場所を街宣車で定期的に流すのをもっと念入りに、また町民に、車椅子も用意され、投票所まで来られれば投票は心配なくできるということを浸透させる工夫が必要なのではないのでしょうか。本当に、今回の投票に行って、対応は大変よかったそうです。ちょっと足を引こじってたら、「車椅子持って来ましょうか」とか言って、「まあ、期日前投票に限るね」という声も聞いております。

3点目です。18歳から選挙権があるが、1票の重み、大切さ等は、義務教育ではいつごろからどのように指導されているのか、教育長さん、後ほどお願いいたします。

4点目です。選挙に参加し投票する、国民の権利である認識を持つように、意識の改革が望まれます。例として、私は小さな町で育ち、当時、青年団活動があり、運動会、敬老会と地域の行事には決まって参加し、選挙立会人にも1人参加しておったように思います。ですから、二十歳になったら選挙と、身近に感じていました。18歳を含めた選挙立会人の公募等、新たな取り組みも啓発につながるのではないのでしょうか。

以上、4点、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 中尾選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） ただいま中本議員から、投票率のアップに向けての取り組みについて、御提案も含めて御質問をいただきました。

まず1点目、障害をお持ちの方に対する対応につきましてでございます。

先ほどの岩本議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、障害をお持ちの方を支援す

る制度につきましては周知をしておるところでございますが、周知が足りないといった御質問だと思いますので、そのあたりについては十分に周知の仕方についても検討し、必要な情報を必要な方にお届けができるよう考えてまいりたいというふうに考えております。

期日前投票制度でございますが、公職選挙法の改正によりまして、平成15年12月から制度運用が始まりまして、18年目となっております。その間、本町では、期日前投票の際に必要な宣誓書を入場券の裏面として、選挙人がその宣誓書に事前に記入をして期日前投票所に持って来られれば、投票日当日の投票手順とほぼ変わらない手順により投票ができるよう、利便性を第一に、投票しやすい環境づくりに努めているところでございます。

投票総数に対します期日前投票の占める割合は、先ほど行われました選挙では4割近くと、多くの有権者に利用されている制度となっております。こういったことから、期日前投票につきまして、独自の宣伝を今すぐ行えるかという点、今のところは考えていないところでございますが、引き続き、広報車による町内巡回及び投票しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

投票立会人は、公職選挙法第38条の規定によりまして、市町村の選挙管理委員会が選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て選任することとなります。全国の選挙管理委員会の中には、選任に当たりまして、主権者教育の取り組みの一環として、選挙を身近に感じてもらえるよう、選挙権を有する学生や高校生を対象に投票立会人を公募している事例も見受けられるところでございます。主権者教育の取り組みとして、投票立会人や選挙事務へ若い有権者を起用することにより、選挙を自分事として考え、主体的に行動できるようにするための取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 義務教育段階での主権者教育についての御質問にお答えをいたします。

主権者教育につきましては、平成26年の公職選挙法の改正によりまして、高校3年生などの中にも有権者が誕生することから、これまで以上にその充実が求められているところでございます。

現在、小中学校においては、学習指導要領に基づき、子供の発達段階に応じて憲法や選挙、政治参加に関する教育が行われているところでございまして、小学校では日本国憲法の基本的な考え方について、中学校では国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義についての学習が行われております。

具体的に申し上げますと、小学校では、6年生の社会科において、国民主権とそのための選挙制度、また国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること、選挙によって意見

が取り入れられ政策が変わることなど、国の政治に係る基本的な内容について学習をし、満18歳以上に選挙権年齢が引き下げられたことについてもあわせて学習をいたします。加えて、生涯学習まちづくり出前講座を活用して、議会事務局や総務課の職員から町議会の役割と仕組みについて話を聞いたり、模擬選挙の体験をしたりする活動を行い、より具体的・実践的な学習になるよう努めているところでございます。

中学校では、社会科の公民の学習において、民主主義の考え方に始まり、国や地方自治体における政治の仕組み、政党の役割、選挙の意義や選挙制度とその課題などを学び、国民として積極的に政治に参加することの大切さや望ましい政治のあり方、主権者としての政治参加のあり方などについて考えたり調べたりする活動を行っています。また、生徒会役員選挙のときに、実際の選挙のイメージが持てるように、選挙管理委員会から投票箱や記載台を借り受けるなど工夫して、1票の重みの体感や投票に対する意識を高めるとともに、ボランティア活動や職場体験学習などを通じた社会参画意識の醸成などにも努めているところでございます。

町教育委員会では、主権者教育に当たっては、まず知識、概念を習得することから地域社会への参加を促していくこと、自分で考え判断すること、さらには投票に向けて行動を促すことといったことが重要と考えておりますことから、これらの点を踏まえて、引き続き充実に向けて取り組んでまいります。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。

私たちの時代は、二十歳の成人式には、必ず来賓が「大人になったら選挙権がある。二十歳から選挙権がある。責任も伴うもの」と言われました。それは、いつの成人式でも一緒だったように思います。

国民は誰を投票するのかは自由であるが、選挙に参加して1票を投票することは国民の権利です。一人一人の票が将来の平生町の発展にもつながる。1票の大切さの声かけを、議員や職員、町民がそれぞれの立場で、集会などチャンスがあれば投票の大切さを呼びかける、共有するという、浸透できるような活動、意識改革をしてほしいと思います。それが投票率アップにつながると思います。

以上です。

よろしいです。先ほど、またいろいろ努力するって選挙管理委員会のほうで言われましたので。

○議長（中川 裕之君） 1番の質問はそれで終わり。

○議員（3番 中本 敦子さん） いいです。聞いたほうがいいかな。じゃあ、お願いします。すみません。（「答弁は要らないってこと」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 裕之君） 答弁が。

○議員（3番 中本 敦子さん） これの答弁は要らなくて、2問目へ移りますということです。

○議長（中川 裕之君） はい。2問目に。どうぞ。

○議員（3番 中本 敦子さん） 2番目の新型コロナウイルスに係る事業についてです。

今朝ほどから、子育て世帯の臨時特別給付金の年内支給について、町長よりお話がありましたし、今、職員も大変な時期だろうと思います。速やかに年内に発注できるのかということをお尋ねと、したいと断言されましたけど、再度お聞きします。

また、新型コロナウイルスワクチンの追加接種、3回目ですが、計画作成などの政府方針が報道されている。限られた職員で、慎重に丁寧な対応が求められます。各自治体も知恵を出し合っていると思いますが、平生町は1回目、2回目と町民から高い評価を受けております。追加ワクチン接種は、3回目はどのように遂行するのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申し上げます。

まず、臨時特別給付金につきまして、これは令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業についてでございますが、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、0歳から18歳までの子供たちに子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給を開始するとされました。

プッシュ型とは、申請を必要とせず、給付金受給拒否の届出書が提出がないことをもって受給の意思を確認し、児童手当を支給している金融機関の口座に振り込むものでございます。

本町では、本年9月分の児童手当本則給付の支給対象児童と、その児童と同一世帯に属する高校生等及び児童手当本則給付の支給対象に該当する新生児、合わせて1,106人の児童を養育している556世帯に対し、12月3日に個別通知を発送いたしました。受給拒否届出書の提出期日を12月17日としており、拒否届の提出がなかった方について、12月24日に児童手当を支給している口座に給付金を振り込む予定といたしております。

今後、高校生等のみを養育している世帯と公務員の世帯については、個別に案内文書を送付し、申請を受け付け、所得判定を行い、支給決定の上、速やかに指定の口座に振り込む予定といたしております。

また、本日、冒頭で申し上げましたとおり、残りの5万円については、クーポンではなく、現金給付を選択したいと考えておまして、国も地方自治体の意見を伺いつつ、具体的な運用方法を検討するとしていることから、国に対して現金給付について要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、ワクチン接種でございますが、新型コロナワクチン追加接種3回目につきましては、

9月17日に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種を行う必要があり、その実施時期は2回目接種完了からおおむね8カ月経過後とすることが妥当との見解が示され、分科会の議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン追加接種を迅速に実施するための準備を行うよう、厚生労働省より、都道府県並びに市町村に指示があったところでございます。

本町におきましても、11月15日開催の臨時議会において、追加接種に係る経費を補正予算に計上し、議会の承認を得て、円滑な接種を行えるよう準備を行っているところです。

12月1日に関係省令が施行され、追加接種の対象者は18歳以上で2回目の接種を完了した全ての人となり、追加接種の間隔は2回目接種完了から原則8カ月後となりました。また、使用するワクチンについても、国の分科会において議論され、1、2回目の接種に用いたワクチンの接種にかかわらず、メッセンジャーRNAワクチンを用いることが適当とされたことで、当面はファイザー社のワクチンしか供給はありませんが、武田/モデルナ社のワクチンが薬事承認されれば、2種類のワクチンが全国一律の配分率で供給されることとなります。

なお、武田/モデルナ社のワクチンは1バイアルで15人分の接種が可能であるため、主に集団接種会場で使用する予定にしております。

接種券等の発送につきましては、2回目接種完了日から8カ月経過後の一、二週間前に到達するように発送する予定でございます。接種会場については、町が実施主体の集団接種及び町内6診療所での個別接種の7会場を予定をしており、被接種者が自分の希望する会場で接種ができるような接種体制を確保してまいります。

なお、1回目、2回目の接種をまだ受けてない人で、接種を希望される方の追加接種の実施期間であります、令和4年9月30日までには接種は可能です。

最後になりますが、新たな変異株、オミクロン株も国内で確認され、今後、感染拡大のおそれもあります。そのため、国においては、接種期間を6カ月に前倒しすることも議論されておりますので、国の動向を注視して、円滑な追加接種が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。今、お話を伺いました。用意周到に着々と準備をされ、安心します。大変でしょうが、本当、年末に、こういう事態になって、職員は大変、行政の方は大変と思いますが、健康に気をつけて、町民のために、速やかに、1日でも早く、支給させてもらおうと助かると思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。終わります。

○議長（中川 裕之君） 要望ですね。

○議員（3番 中本 敦子さん） はい。要望です。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、最初に、大野園田自治会内に架かる橋について伺います。

この橋は、老朽化により生活道路としての安全性が疑われます。そして、橋の幅も狭く、救急車、消防車の通行もできません。地域の人がよく利用している橋であり、自治会より架けかえの要望が出ていると思います。この橋は、昔は大野の人々が大野八幡様方面に行くときによく渡っていた橋でございます。そこに新しい橋が架かり、農道ができるまでは利用することは少なかったのですが、農道が開通してからは、中村町営住宅、中村南団地、大野交流センターなどを出入りするのに便利な橋となり、地域の重要な生活道路の橋となっています。今もあの状態として何もしないのでは、町として、住民の利便性とか、安心・安全をよく言っているのに、このまま放っておくことはできないでしょう。今後、町として、どのように対応していくのか。そして、住民にどのように説明するのか、伺います。よろしくをお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 村中議員の御質問にお答えいたします。

町内の町道に架かる橋梁につきましては、現在5年に1度の橋梁点検が義務づけられており、点検結果に基づいた緊急度に応じて計画的に補修を進めているところであります。

村中議員御質問の園田自治会に架かる橋につきましては、個人で設置された橋で、町が設置し、管理を行う橋梁ではありません。平成29年12月議会におきましても、個人橋改修に係る質問が提出されており、「私道は橋も含めて、管理は個人に属する財産という立場から、所有者での管理が基本である」と答弁をしております。本橋梁は、平成29年に隣接する農免道路が供用開始されましたことにより、利用者が増えている状況ではあります。本橋梁の架けかえ要望につきましては、令和元年度に園田自治会より事業実施申請をいただきましたが、個人橋であり、町道認定基準に合致していないこと、また、橋が架かっている神領川は県河川であり、河川構造上からも、町での施工はできない旨を自治会長に御説明させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） あのですね、あの橋は赤線なんですよ、赤線。道路法に基づく橋ではございませんが、赤線の橋は法定外公共物。中には、生活道路として、多くの人々が利用している橋でも、赤線の橋でございます。町として無視できない橋が、ほかにも赤線の橋というのはよくあるんですね、町内にも結構あるんじゃないでしょうか。いざ、問題が起こった場合に、町が何か対応していかなければならないと思いますが、そういった赤線の橋に対する考え、対処の仕方というのをちょっと伺いたいと思います。あれは赤線ですよ。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

赤線かどうかは、ちょっと確認しないとわからないので、私からは申せないんですけども、この橋につきましては、少し遠回りにはなりますが、迂回路もありますことから、利用される住民の安全を確保するためにも、その後も通行の注意喚起を行っていきいたいというふうに思っております。

また、今、本橋梁が架かっておる河川につきましては、現在、県へ河川改修を要望しておりますので、引き続き、県へ要望してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） 県が何らかに対応していくわけですね。対応するんじゃないですかね。道路法に規定されない橋、現実には、今、橋はかかっていますよね。この橋が損傷とかすれば、やっぱり、応急的な措置ということは、町として、できるんですかね。その辺、ちょっと伺います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 応急的な措置ということですが、どのようにできるのかということも、私も、今、現時点ではわからないので、できるかどうかを含めて、担当課のほうには聞いてみたいと思います。ただ、莫大な費用がかかるということであれば、なかなか難しいかなとは思いますが、安易で簡単にできることであれば、ただ、これは安全がかかっておりますので、ちょっとした、ここだけやればよいというような問題じゃないと思います。皆さんが通られる道でありますので、やっぱり、正規のルートを通っていただきたいとしか、今、町としては申し上げられないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

増え続けるイノシシについて、伺います。最近イノシシは住宅街によく出没するようになり、夜、家に帰宅する際に歩いて帰宅することが危険と感じるところです。かなり頭数が増えており、今では、車で出会っても逃げないようになっています。今の捕獲対策では、どんどん増えていくと思われま

私の場合でございますが、今年、稲刈りが済んだ後、田んぼの土手を大きくイノシシに壊され、復興も手間取って、来年は米をつくらないことを考えていかなければならないと思っているところ

です。私のように、イノシシ被害で稲作をやめようと思う人は町内におられるのでないでしょうか。これでは、農業振興ではなく、農業崩壊につながっていくのではないのでしょうか。何か、よい施策を考えていかなければならないと思います。

1つの案として、イノシシを捕まえて、その中にイノシシを入れて観光牧場にするとか。平生町のイノシシは、イノブタではないかと言われておりますので、イノシシの肉が多くの人

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員御指摘のとおり、近年、市街地にイノシシが出没する事案が増えてきております。本町といたしましても、大変憂慮しているところでございます。また、イノシシ被害は、従来からの農作物への被害に加え、田の土手や水路に被害が出るなど、当初、有害鳥獣対策として想定していた範囲を大きく超え、安全・安心対策に至るまで幅広い対策が必要となっ

てきております。そのような状況の中、町といたしましては、第五次平生町総合計画において、農林業の分野と住民の安心分野、それぞれにおいて、今後の取り組みを規定をしており、捕獲、防除、追い払いにより取り組みを進めることといたしております。捕獲については、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会が編成する捕獲隊員により、イノシシを昨年度は457頭、今年度は11月末現在で298頭を捕獲しているところでござ

います。

また、実際に捕獲活動を行う捕獲隊員を確保していくため、鳥獣被害防止対策事業として、捕獲隊に対する狩猟者登録経費の補助や捕獲に対する補助金交付を行っているところでござ

ています。本町においても、有害鳥獣防除柵設置事業として、防除柵の設置経費補助を行っているところです。

また、追い払いについては、緊急を要することに加え、市街地で捕獲が行えないことも多いことから、鳥獣被害対策実施隊に依頼し、対応しているところでございます。

現在の捕獲隊員確保の面で課題はあるものの、それらの方法で有害鳥獣対策に取り組んでおり、今後もこれらの対策を強化し、取り組む予定といたしております。

さて、議員から、イノシシを捕獲して、イノシシ牧場を観光に活用できないかということや、イノシシを畜産に活用する研究施設ができないか、また、ジビエとして活用していくことで、町の活性化につなげていくことができないのかとの御提案もいただきました。

県内のジビエの状況を見ますと、8カ所にジビエ処理加工施設がございまして、いずれも主に民間が小規模にて行っている状況でございます。本町におきましても、これまでの処理施設の研究を行ってまいりましたが、その運営面や建設コストの面で課題が多いこと、また、直接的に被害軽減に結びつく施策でないことから、行政による設置は適切でないとの判断をいたしているところでございます。

地方創生関係の交付金の活用についても、施設設備を含めた事業実施は効果検証の面で困難であると判断をいたしております。しかしながら、御提案いただきましたように、観光や地域活性化の面において、イノシシを活用していくことの検討も必要なことだと感じております。行政での取り組みには課題が多いところですが、民間での取り組みへの支援についても視野に入れまして、全国の事例を参考にしながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） よく研究していただきたいと思います。

それで、今、困っているのが、捕獲者の高齢化。そして、処分ですよ。捕獲したイノシシを処分する。そこも、処分地ももう、ある人に聞けば、もう埋めるところがないちゅうて言うんですよ。そういったところを埋めるところがないところに、どこか別に新しいところを見つけて、町が見つけてくれるといいんだがなというような話も聞きました。大きなイノシシになるとスコップでは埋められませんからね。それで、町でユンボも用意するとか、そういった場所、場所の提供とユンボの提供とかいうんですかね。そういう埋める場所の確保といったところではできないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えさせていただきますが、できるかどうかも含めて、ちょっと勉強させていただきたいと思っておりますし、研究もしてまいりたいというふうに思っておりますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） 早くしないといけませんよ。もう平野部は、平野部の農業、もう太陽光でいっぱいですよ。だめなんですよ。それで、平野部よけて山のほう側の農地、そこは野菜とか、いろいろつくることできるんですが、やはり、イノシシにあれだけ荒らされたら、つくることもできんし、ほんと、やめようかちゅう話にもなりますのでね、その辺の対策もどうぞよろしくお願いします。要望で終わります。

○議長（中川 裕之君） 要望ですね。

○議員（12番 村中 仁司君） はい。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています地域交流センターについて質問いたします。

2013年に制定された参加と協働のまちづくりを進めるための拠点として、地域交流センター設置及び管理条例ができて5年が経過いたしました。センターは地域づくり活動及び生涯学習の拠点施設として位置づけられ、担当課も教育委員会から地域振興課に変わりました。これは、前町長が地方分権の時代から地域分権へと流れをつくるとして、機構改革まで打たれて取り組まれたものです。あれから5年がたったわけですが、その間に、町長が変わられたり、コロナ禍に見舞われたりしています。そこで、地域交流センターの現状と課題についてお尋ねいたします。

まず、センターの利用状況とこれからの取り組み、2番目にセンター職員の役割について、3番目として、集落支援員の役割と現状、最後にコミュニティ協議会との協力体制はどうなっているのか。

以上、4点について質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

地域交流センターにつきましては、平成29年に住民及び行政の参加と協働によるまちづくりの具現化を図るため、町民の主体的な地域づくり活動及び生涯学習活動の拠点施設として、町内6カ所に設置をいたしております。

各センターには、センター職員と集落支援員を配置し、地域づくり活動や生涯学習活動の推進に努めています。

センター職員の役割といたしましては、各センターの管理運営を基本とし、各種行事や講座を企画、実施しながら、各地域で活動しているコミュニティ協議会等の支援も行っております。

集落支援員の役割といたしましては、町及び地域住民等と連携を密にし、担当地域等の巡回、

点検及び課題整理に関する活動等を通じて、地域支援活動を行うこととしております。現状といたしましては、集落支援員は各センターを拠点としていることから、センターの管理・運営にも関わりながら、地域支援活動の具体的な活動として、コミュニティ協議会への支援も行っております。

各センターの利用状況につきましては、令和2年度においては、利用者数、利用件数ともに前年度から大幅に下回っており、それぞれ3万4,008人、3,174件となっております。減少の理由としては、やはり、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと判断しております。コロナ禍にあつて、活動が制限せざるを得ない状況の中で、住民同士の緩やかなつながりが今まで以上に求められており、コミュニティ協議会やセンターによる行事や講座への参加により対話が生まれるセンターの役割は大きいものがあると認識をいたしております。

現在、各センターにおいては、地域の状況にもよりますが、センター職員や集落支援員、場合によっては地域振興課職員がコミュニティ協議会の会議や行事に参加したり、コロナ禍以前は、コミュニティ協議会連絡会議等を開催するなど、連携を図っております。

今後、地域の活動を活性化に向けて進める第一歩としては、関係者間のコミュニケーションが大切であることから、町職員への研修を行うとともに、センター職員及び集落支援員やコミュニティ協議会との情報共有を今まで以上にしっかりと図りながら、住民や関係者のつながりを深めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、町長がお答えになられたように、利用は激減しております。その激減とともに、いろんな行事ができなかったり、センターが使えなかったりした形で、その間に各グループや教育団体が解散しているというのも現状としてございます。その中で交流センターがしっかり動くためには、そういった各団体の協力が不可欠なものです。先ほど町長が新しい価値観とか、そういうお話をされていましたが、その新しい価値観と、オンラインとかとの情報機器の活用による新しいグループづくりも考えられるんじゃないかと思います。そういったお考えは、そういった育成をするお考えはないか、重ねて質問いたします。

また、センター職員と集落支援員の役割は、管理・運営とか、いろんな行事の支援とか、そういったことだとおっしゃっていましたが、なかなか地域の皆さんに集落支援員が何をするのか、センター職員が何を手伝ってくれるのかというのが周知されていないところがあります。お互いが何をしたらいいのかなという、見合いの状態になっているように見受けます。今回、私は、この質問のために、6カ所のうち5カ所は回ってみました。ちょっと1カ所行けなかったところがあるんですけど、そういった中で、センター職員はもちろん、やる気はあるんだけど、何

をやっているかわからない、コロナ禍で情報が収集できない。集落支援員も、うまくいっているところは、各自治会長さんに、コミュ協の会長さんなんかと一緒に回って、困り事があつたら、とにかく相談してください、何でもやりますから相談してくださいというように、地域に根を張っているところはうまくいっています。そうでないところは、例えば、各地域を回りたいんだけど、集落支援員としては回りたいんだけど、コロナ禍があつたりで回れない、一緒に回ってくれる人が見つからない、というような現状も聞いています。また、各交流センターが何をやっているのか、情報交換もしたいけれど、まだ、できてない。

5つ回ったんですけれど、その中の集落支援員で、いろんな個性がありました。「僕は社会教育のほうの団体をつくるのに取り組みたい」、「僕はしっかり集落の課題を見つけて、それに取り組みたい」、ちょっと皆さん男性だったんですけど、「僕は文化、若い人たちが集まる交流センターにして、いろんな地域文化をきちんと継承していきたい」。各々、そういった形のことを言われてました。その交流センター職員とも、うまく協働して一生懸命取り組んでいる地域もありますので、そういったところを各集落支援員が情報共有をしながら、リーダー的な存在がいれば、引っ張れると思うんですよね。職員は忙しいでしょうから、もちろん研修などをされて、しっかり力をつけられると思いますけれど、忙しい中、どう効率よく、交流センターをしっかり応援していくかというのがありますので、そういったときには、キーパーソン、そういったリーダー的な人と密に連絡を取って、その人とともに、ほかの支援員及びセンター職員も、うまくいろんなことができるように意欲を引き出していく。それが私は必要じゃないかなと思いました。あと、集落支援員さんが各集落と結びつくために、しっかり、その集落集落に紹介してくれる人、大体、コミュ協の会長さんなんですけれど、それができないところもありますので、そういったシステムは、こちらのほうで、役場のほうで、つくっていただけたらと思いますけれど、そういったお考えはないか、まず、お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

地方自治体の責務というか、これは町内の中のいろんな問題やいろんな課題を解決していくために行政ってありますよね。その中で、今度は、もっと細かいコミュニティというところの中の問題や課題を自分たちで解決していくということになるかと思います。ですから、中身は、各コミュニティによって、課題も問題も異なってくるものではないかなと思いますし、重なるところもあると思います。重なるところは、やはり、お互いにコミュニティ同士が連携して、どういうやり方をやったらいいのか、どうしたらいいのかも、そういう共通の問題、課題を一緒になってやっていけるというようなことも含めて、そういう体制ができあがるようなことをしていきたいなというふうには思っています。ただ、これは、多分、人にもよります。そういうのをやって

いきたいという方とあんまりそういうあれはいいんじゃないかなという方等はいらっしゃるんで、その人材の方々をどのようにして、よし、やっていこうというふうに、気構えですね、その気持ちを变えていくかということも含めて、これは私ども行政としても、やっていかんといかんなどというふうに思っています。やっぱり、コミュニティ協議会の集まりで会議をやるというのも一つの手ではありましたが、今年度はできなかつたんですけども、このままコロナ禍が少し収束していけば、そういうことも含めてやっていきたいなと思います。また、やり方も、必ず、みんなで集まってやらないといけないというものでもないと思うんです。バーチャルでもできるし、いろんな工夫ができるから、そういうことであれば、御相談には乗っていきたいなと、こういうふうにしたいたがということがあれば、ぜひとも、町のほうに言ってもらえば、一緒に協力して、何とかならないかなということをやっていききたいと思いますんで、とにかく、もしも、こうしたい、ああしたい、こうしてほしいということがあつたら、ぜひとも、町のほうにそれを上げてください。私たちも一緒に考えてまいりたいというふうに思いますので、大変よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 確かに人によるというのが大きな問題点というか、課題です。

その地区にこういった人がいるから、ここが、がーっと伸びる。この地区はそういった人が見つからないので全然伸びないというんじゃないやあ、住民にとって、伸びないところにいる住民にとっては非常に不満が出てくる。せつかく交流センターという各地区の6つの交流センターがある。その中で、どう競い合いながら住民が満足いく生活をつくっていくか。その地区その地区の問題ではありますけれど、キーパーソンは必ず必要です。そのキーパーソンをどう育てていくかというのは役場のほうにも考えていただきたい。どういうふうに、さっき言いましたように、いろんなバーチャルでも、そりゃ、いいとは私は思わないんですけど、できたら、例えば、この交流センターに集まって、今回は、全員が集まらなくても、四、五人でも、二、三人でもいいんですけど、集まって、今回はここでちょっと活動内容を聞く。ここで聞く、ここで聞くという感じで、二、三カ月に1回ぐらい聞いて、1年に1度ぐらいは行政職員との意見交換会をするというようなシステムづくりが私は必要だと思います。各支援員によって活動内容がかなり違いました、聞いてみたら。活動内容がわからないという人たちもいるし、活動の協力が得られないという人たちもいました。例えば、各自治会長さんに行きたいんだけど行かれないという、先ほども言いましたけど、やっぱり、一緒に連れて歩いてくれる人が必要だと思います。その地域に住んで集落支援員をしている人は、そのあたりはクリアしているんですけど、外から来た人はわからないわけなんです。だから、そういったシステムはつくっていただきたい。せつかく集落支援員た

ちがいろんな夢を持っているので、その夢をかなえるように、役場に相談に来なさいとおっしゃいましたけれど、私もちょっと聞いた限りのことはもちろんつないで相談に行きました。待てるのもいいんですけど、待ってるんじゃないで、例えば、報告書がそれぞれに上がっていると思います。集落支援員の報告書、交流センターの報告書。その報告書に対する返答がないと聞いております。報告を受けるばかりじゃなくて、こちらからもアクションを起こすと支援員たちのやる気が起きる。やっぱり、チェックも必要だと思います。そういったこともお願いして、今回のこの質問を終わります。

地域を輝かせるには、それ相応のシステムが欲しい。そのシステムをしっかりと構築するのも役場との協働が必要だと思いますので、そのあたりをお願いして、私のこの質問は終わります。

それでは、2番目にお伝えしている、妊娠・出産・子育て期への包括的な支援についてを質問いたします。

本町の人口は、1985年の1万5,030人をピークに減少を続けています。現在の人口は約1万1,400人で、65歳以上の人口が約4割、15歳未満の人口が約1割と少子高齢化が著しく進み、町の未来が危ぶまれています。持続可能な町であるためにも、若い世代が安心して、結婚でき、出産、子育てのできるまちづくりが喫緊の課題となっています。

そこで、第五次平生町総合計画にある妊娠・出産・子育て期への包括的な支援について質問いたします。

施策の目標として、親子が心身ともに健康で、地域の中で安心して、妊娠・出産・子育てができ、子供の健やかな成長ができる町を目指すとなります。

そして、今後の取り組みとして、3つの項が挙げられています。まず、3つのそれぞれについて質問いたします。

1番目は、母子保健事業への取り組みです。これは乳児家庭訪問を初め、健診、育児学級などの各種学級、そして、幼児のこたばの教室などが事業として行われています。どれも母子保健のために必要な事業であると思いますが、今回のコロナの影響はどうだったか心配されます。現状とそれに対して取られた対策をお尋ねいたします。

2として、子育て世代包括支援センターが挙げられています。このセンターは、2018年10月にカンガルームという愛称で活動を開始されています。支援センターの活動状況とこれからの取り組みについて質問いたします。

3番目には、妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の充実、強化が上げられています。子育てに不安や負担を感じる家庭の増加や地域で子供を支える機能の低下が言われている昨今です。その上、コロナ禍で人との接触が制限されたり、経済的な打撃を受けたりしています。また、出産後はホルモンの激変による産後鬱という状況に陥る人もおります。育児不安は虐待につながる

可能性もあります。

気軽に相談でき、必要なら支援に結びつけてくれる体制が整備されていて、それを情報として知っていることは、安心と安全につながります。平生町では、各種事業などで、妊産婦の時期から継続的な関わりが整備されています。母親との信頼関係ができていれば、問題が発生したときに早い時期なら対応が可能となります。平生町でも支援の必要な家庭は増加傾向にあると聞いています。現状と課題をお答えください。

以上、3点の現状と課題をまずお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、コロナ禍での母子保健事業についてでございますが、保健師による家庭訪問や個別の相談に関しては、職員の健康管理や手指消毒など感染予防に留意して、ほとんど従来どおり実施しております。1歳6か月児、3歳児健康診査については、昨年3月から6月末までは、緊急事態宣言が発令された関係もあり、一旦延期し、7月から再開をしています。再開後は、予約時間を細かく区切り、人数を制限して実施をいたしております。また、各種学級については、昨年3月から6月末まで育児学級は中止とし、その後は健康診査と同様に時間を区切って予約制により少人数で実施をいたしております。今年度は、町内在住者の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたことや、保健センターが新型コロナワクチンの接種会場となったため、4月後半から10月前半まで中止といたしました。

離乳食学級についても、育児学級と同様に昨年は中止となりましたが、その後、少人数制で再開いたしました。今年度についても、5月から9月までは中止し、その後は予約制による少人数制で実施をいたしております。母子保健推進員による家庭訪問は、昨年3月から9月まで、訪問活動を中止しておりましたが、その後は感染予防に留意して再開をしています。集団で行ってまいりましたクリスマス会やバザーなどの子育て輪づくり運動は昨年度全て中止し、今年度も全て中止の予定です。その代わりとして、母子保健推進員手づくりの親子のできる工作キットを訪問時に配布をいたしております。

母子保健事業の現状は以上となりますが、コロナ禍で各種学級や子育て輪づくり運動が集団で行われないため、子育て期のお母さん同士の触れ合いの場が減り、育児の悩みや相談が気軽にできるママ友ができず、育児ストレスを発散する場所も少なくなっていることが大きな課題であるというふうに思っております。

次に、子育て世代包括支援センターについてです。

子育て世代包括支援センターカンガルームは、平成30年10月1日に開設し、開設当初から助産師を配置し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを解決するための個別相談を受けており、

年々相談等の件数も増加しています。同センターでの相談は個別支援が中心でもあり、コロナ禍においても影響はほとんどありませんでした。妊娠・出産・包括支援事業として、産後ケア事業のほかに、今年度から、産前産後サポート事業を実施し、支援体制の強化を図っております。

また、町民が町外に里帰りする場合、里帰り先での妊婦健康診査などは受診医療機関と契約して、受診できる体制を確保しております。さらに、町外に里帰り中も電話等で様子を聞くなどして、家庭訪問が必要な状況であれば、里帰り先の市町村に訪問を依頼をいたしているところがございます。

次に、相談支援体制についてですが、子育て世代包括支援センターでは、妊産婦や乳幼児の健診や訪問などを母子保健事業として行い、子供の心身の健康だけでなく、養育環境も含めた状況の把握を行っておりますが、近年支援が必要な家庭は増加傾向にあります。少子化、核家族化の進展、地域社会とのつながりの希薄化による子育て家庭の孤立、また、これまで相談のあった事例を見てみますと、父親からの家事育児への協力が得られず、母親一人が家事育児を担うことによるストレスにより、育児に困難を感じている母親が増えています。そのため包括支援センターでは、一人一人に寄り添い、個別に相談支援を行っております。

また、町民福祉課所管の要保護児童対策地域協議会において、保育園、幼稚園、児童相談所、障害児相談支援事業所、教育委員会、包括支援センター等関係機関によるケース会議を毎月開催しております。そこで情報共有を図り、要支援児童、要保護児童の早期把握と支援方法について協議をいたしております。

包括支援センターにおいて、乳幼児の養育環境などから緊急に支援が必要であると判断したケースにつきましては、要保護児童対策地域協議会が関係機関を招集し、速やかに個別のケース会議を開催します。ケース会議では関係者が情報共有を図り、支援方針を決定し、対応してまいります。その後、定期的な会議を開催し、支援の進捗状況について検証しております。

なお、児童が小学校に就学しますと、支援体制が包括支援センターから教育委員会及び学校にかわりますので、この部分の連携が必要となってまいります。そこで、来年度から設置予定の子ども家庭総合支援拠点では、全ての子供とその家族、家庭及び妊産婦を対象として、包括的、継続的支援を図ることとなりますので、子供の発達段階に応じて包括支援センターや教育委員会等と連携し、情報を共有しつつ、より専門的な相談や訪問による支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） コロナの影響はあまりなかった、ちゃんと事業をした、母子保健事業なんかもちょうとできたというお話でした。

時間を区切るなど少人数で対応されている、で、どうしても少人数で対応していると、そのいろいろな話題を膨らますことが難しくなるっていうか、いろんな情報交換も保護者同士の情報交換も限られてくる。

そういった中、例えば、さっき言われたようにバザーがなくなった。あのバザーは、経済的にもすごく皆さん、経済的にもすごい助かるという人気のバザーでした。母推さんもそれが活動資金になるという形で、とてもいい取り組みだったんですけど、ここんとこずっとお休み。育児サークルの「きらきら」さんは、そういったことで小さなバザーをちよくちよくやってらっしゃいます。どうしても必要だということですね。そういった取り組みもあります。

関係機関との密なやり取りが今、コロナでなかなかできない。行事も少なくなっている中で、それぞれのサークルとか、読み聞かせグループもそうですけれど、そういったところとのしっかりとした協議は必要だと思います。だんだん士気が落ちている。先ほどの交流センターでの話もそうなんですけれど、各団体が士気が落ちて、「もう私たちコロナ禍で活動の場がないのなら要らないということね、じゃあ、やめようかしら」というような声も、極端な声ね、聞こえています。だからそのあたりのこともしっかり危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。

先ほど町長のほうから、親子が気軽に集える場所が課題だというお話でした。そちらのほうも、情報交換の場というのはどうしても必要ですので、しっかりと考えて対応していただきたいと思っています。

また、里帰り出産は住居地との連携がスムーズにいけば、里帰り出産をされている人たちも気持ちよくこちらで産み育てることができるので、そちらのほうはしっかりと、温かな対応をされているようですけれど、これからもお願いします。

里帰り育児っていうか、父親が何カ月か、ちょっと長期出張なので平生町に帰ってきた。その間にやっぱり集団生活を味わわせてやりたいので、こちらの保育園、幼稚園に入れなにかという相談を以前受けたことがあります。そういった対応はどのようにされますでしょうか、質問いたします。

やっぱり、せっかく平生町に住んだことのある人が里帰りされた場合に、やっぱり平生町に住んでよかったね、温かい対応がいっぱいあってよかったねと思うと、ひょっとしたらその人たちは、そのうち定年になってでも、その子育ての時期でもいいですけど、平生町に帰ってこられるかもしれない、っていうか結構帰ってくる方がいらっしゃいます。そういったことも考えて、しっかりと対応していただきたいということです。

それと、先月は児童虐待防止推進月間でした。児童がその心身に深刻な傷を負ってしまう虐待は重要な問題です。

専門家は、子供の認知能力や学びのモチベーションなどの能力は、かなり早い時期から始まる

ので乳幼児から取り組む必要があるとしております。もし取り組まなかったら、それらの能力を取り戻すには長い期間とコストがかかるとしています。

知り合いの公認心理士は、「いや、細田さん、20年ぐらいかかるんよ、乳幼児にね、いろんな傷を負うと、それをもとどおりにするというのはすごく長い期間と、もちろんコストもお金もかかるのよ」という話を聞きました。平生町の現状はあんまり目に見えないから、そういった方がいる、そんな困ってる方がいるように私たちには見えにくいです。

ただ、聞いてみますとだんだん増えている。そういった支援の必要な人がだんだん増えているというところなんです。やっぱりそういったところ、専門家がしっかりと対応できるというなと思ってたところに、今回、曾根に子ども家庭支援拠点が田布施と共同で開設されますので、それに大いに期待しているところです。そこがしっかりと動けるような各関係機関との連携や、平生町はこども班が窓口となるようですので、そちらのほうのしっかりとした連携のもとにいろんな活動をしたいと、この前そのお話がありましたので、その受ける側の企業さんのね、それが活動できるような形にできたら、また平生町がより一層安心して住める町になるのではと思っています。そのあたりのこともお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほども申されました、来年度から始まります家庭総合支援拠点事業でございますけど、それには私もものすごく期待を持っているところでございますし、どんなことができるか、たくさんポケットを持っていらっしゃるみたいなんで、どんなことができるのかを含めて、その方が入られるのであれば一生懸命一緒になって、こういうことはできないか、こういうこともできませんかねとかっていうのは相談していきたいとは思っております。

また、多分里帰りで、こちらで幼稚園とか保育園に入られてる方もいらっしゃると私は聞いてるんですけども、それも可能であります。

また、いろんな行事でございますが、御承知のとおり、大分そのウイルスがなくなったというか、感染が、今、拡大してない状況なので、いろいろと工夫とかしながらやっていけばいいなと思いますが、やはりそうは言っても3密とか、そういう基本的な対策は行って、規模も大きさも考えながらやれることからやっていこうかなと思っております。ただ、変異株が出てきておりますので、この辺がちよっとどのような広がりを見せるかというのも十分注視して、これからの行事もどのような形でやっていけるのがいいのかなということもやっていきたいと思っております。

もちろん、本当もう、1年、2年近く、ずっとコロナで活動をほとんどやってない状況でありますので、町民の皆様は本当にいろいろと我慢をされてるかと思いますので、本当にできるところから、徐々になるかもしれませんが、やっていきたいなというふうに考えておりますので皆さ

ん御協力よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 役場としてコロナ対策をしながら、コロナ対応しながらできることというのは、なかなか難しい、限られているというのは私も理解をしております。

最後になりましたが、残念ながら流産や死産となった母親のサポート体制に触れておきます。

流産は妊娠した女性の15%が経験するとされ、妊娠12週以降に胎児が亡くなる死産は、年間2万人に上っております。これまで、どこで対応していくのかははっきりしませんでした。

政府は今年の5月に、母子保健法の支援対象に当たることを全国の各自治体へ通知しました。平生町でもサポート体制を整えてほしいと思います。町の将来を支えていく人材でもある若い世代の親子の育ちを支えることで、第五次の将来像である「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」を実現する一角となります。関係機関のさらなる取り組みを要望して、私の質問を終わります。

○議長（中川 裕之君） 要望ですね。

○議員（9番 細田留美子さん） はい。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問いたします。

通告をしておりますのは、選挙の投票時間の繰り上げについてが1番です。

午前中の質問で、投票率の問題が2人の議員さんから出されました。なかなか難しい問題もあるかと思ひます。投票時間の繰り上げについてということで、投票率が下がるじゃないかという、その逆行するような質問をすることになりますから、ちょっと今回、幅広くこの問題を検討してみたいと思ひております。

まず第1点。町長、今日、議会の冒頭で10万円の給付について積極的な発言をされました。大変いいことだと思ひます。町としての考えをはっきりと国に聞きたいというんですから申すのは当たり前で、ここで表明されたことは大変いいことだと思ひます。これが、後、また話につながりますから。

それと、今回、今、見て、誠に情けないと思ひるのは、国会の代表質問で、10万円をどう配る

かというのを堂々と議論をしております。何ともう、国政の最高の場の代表質問で、こんな議論をしちよっていいんだろうかという情けない気持ちもあります。声を聞こうということですから、どんどん積極的にお願いをいたしたいと思います。

それで、今回の衆議院選挙の投票率が大変問題になっておりましたけど、総務省の調べでは、10月31日の衆議院選挙の投票所の締め切り時間を午後8時以前に繰り上げた投票所は全国で37%あるそうなんです。投票所の全国の数に4万6,466カ所、そのうち1万6,967カ所で締め切り時間を繰り上げておるとというのが総務省の発表です。投票所の数は1,275カ所減っており、また、繰り上げ投票は前の選挙より220カ所増えておるという統計が発表をされております。

それで、私も投票率の繰り上げ時間について質問をするわけですが、この問題については2つの問題があると考えております。1つは、投票率を低下させる懸念があるのではないかと、もう1つは投票権の侵害に当たるのではないかと、時間を短くすることによって。この2つの問題があると思います。

それで、振り返ってみますと、私はこれまで選挙を12回やりましたが、そのうち4回か5回は午後6時が締め切りなんです。平成9年、1997年に公職選挙法が改正されて6時から8時になりました。このときも唐突な、極めて、いわゆる国会で、東京の感覚ですと引き上げられて、全国の市町村の選挙管理委員会は戸惑うと、こういう事態もありましたし、私もびっくりしました。なぜこういう希望が出るんだろうかという。

その後、2003年、平成15年に期日前投票が始まっております。今、仕組みを調べてみたら、投票時間の繰り上げたときの法律改正では、繰り上げようと思ったらできるよという規定に、考え方になっております。しかし、期日前投票については1カ所、一番先に開いたところという規定らしいんですが、1カ所は絶対に8時から午後8時まで開いておかなければならないと。それを9時に延ばすほうはいいですよと。しかし、短くするほうはできないという規定のようです。これが今の公職選挙法の規定です。

最初申しましたように、権利を侵害することになるんじゃないかと、この観点から、私は言えば、もともと公職選挙法はできて以来、6時だったんですよ。それが8時になった。このときは権利を拡大しようという発想でやったんじゃないんですよ。投票率が下がってくるからどうかしようという苦肉の策で、机の上で考えたという策だったと思います。ですから、権利を侵害するってことは当たらないと思います。

それと、投票率が下がるんじゃないかという考えなんですよ。このことについて、最初にもう申しておきますが、私は投票率が下がるってことは、最初に申しましたように、政治が信用されていないからなんですよ。国会でああいう代表質問が行われる程度になってきて。むしろ積

極的に発言されれば支持をされると。こういうのは選挙の結果ではないかと私は思っておりまして、今回の衆議院選挙の票の、県下は全国で最低になったっていうんで分析をしてみました。投票率が上がっているところは2カ所あるんです。県下で、今度の選挙で。1つは柳井市、1つは阿武町です。柳井市はいわゆる前の前の衆議院選挙では59%です。59.69、53.81、54.01と、〇.二、三%上がっております。阿武町は64.47%、71.30%、72.44%と上がり続けてきております。この2つの町の特徴と言えば、1つはやっぱり柳井市の場合は市政を二分するような大きな建物をめぐっての議論をしております。私はこれが影響したんじゃないかと思うんですよね。それと、阿武町は1.14%上がっております。これは、やっぱりその前の67.4から71になったという時期が、ちょうどまちづくりに町長を先頭に一体になって取り組むと、かなりの熱意を持って取り組んでこられました。特に最近はいーじす・アショアの問題をめぐって、町長を先頭に町民が団結をしている、事に取り組むと。委員会として、常任委員会で阿武町に行政視察にも行きましたが、やっぱり地域ごとにいろんな課題をちゃんと町民ぐるみでやって、そこに地域おこし協力隊が出て、まちごとぐるみで一緒に取り組んでおるんですよね。だから、行政と町民が一体になると。このときにやっぱりみんな関心を持つんですよね。ですから、投票率が、一緒になってやるっていうのが投票にあらわれると思うんです。

私の分析ですから、それはいろいろあられるとは思うんですけど、結局、やっぱりこういった投票率を下げるっていうことは、私どもにしてみれば、上を向いて唾を吐くというような結果になってきた繰り返しをしているんじゃないかという気がありますから、これ、2つの選挙結果から見ても思うんです。ですから、どうしてもやっぱり行政自らが声を上げてやっていくと。こういう姿勢に住民総意である有権者が賛同して投票率が上がっていくと、こういうことになっていくのではないかと思います。

それで、もう1つ注目する点が、中国新聞が先端の江田島市の市議会議員選挙の調査を、かなり大規模な調査をして、報告をして、何度か特集組んでおりました。10日ぐらいやってみましたかね。その中で結果としてあるのが、投票に行かないっていうのは、「もうあってもものうても関係ない」、「私どもには関係ない」、「やいの言たって変わりゃあせん」、そういうムードですよね。そうして投票に行くか、行かないかを決めるのは、選挙の前から8割近くが決めておるとい調査結果が出てるんですよね。だから、投票時間を勝手に1997年に2時間延ばしましたけど、結局は全国的にこれで投票率を上げたっていうよりは、迷ってる選挙管理委員会のほうが多いのではないかと私は思います。そういうことからすれば、この繰り上げをすることにあまり問題はないのではないかと思います。

それで、平生町のこの前の衆議院選挙の結果を見てみました。各投票所の数での投票と、デー

夕は平成19年からの選挙のデータをいただきました。そこでは面白い結果が出てるんですよ。いわゆる6時以降の投票者の数ですが、多いときが12.51%、10.24%。12%つちゅうのが2回、10%以上が3回あります。これが夏なんです、皆。7月とか、だから参議院選挙と知事選挙です。前には知事選挙は夏でしたから。これは、結局はどっかに行楽に行って、夕方帰ってきて投票に行こうという方もおられたと思うんですよ。それで、大体6時以降の投票者が、7%台がずっと続いておるんですけど、5%、最近になりましたら、だんだんこれも下がってきておまして、一番低いところで5.06%ですね、26年の町長選挙です。最近ではもうほとんど200人を割っておると、平成29年の衆議院選挙以降はほとんど200人を割った、200人台になり、200人を割った数字になってきております。ですから、あまり影響も少ないのではないかと思います。

そうして、投票所によってはもう6時以降1人とか、誰も来なかったとか、1時間単位でいえば、というところもあります。そうしてから考えれば、私はこの繰り上げをすることは、むしろ投票、先ほどありました投票立会人などの労力を考えれば、むしろこっちがいいのではないかという考えを持っております。こういう観点から、繰り上げをされたらどうかという具合に思いますので、御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 中尾選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） ただいま平岡議員から、割と詳細なデータの中身をお教えいただきました。選挙期日の投票時間につきましては、議員もおっしゃっておられましたけども、平成9年の12月に公職選挙法が改正をされました。実際に選挙に使われたのは、平成10年の7月の参議院議員通常選挙、ここから6時が8時になったというふうになっております。公職選挙法の第40条では、投票所は午前の7時に開き、午後8時に閉じると定められておりますが、ただし書きによりまして、「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別な事情がある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別な事情のある場合に限り、投票時間、開始時刻を2時間以内において繰り上げ、もしくは繰り下げる。また投票終了時刻を4時間以内の範囲で繰り上げることができる」と定められているものでございます。

本町におきましては、選挙期日の投票時間は町内8投票所全てにおいて午前7時から午後8時までとし、終了時刻の繰り上げは、現在は行っておりません。

平成29年までは佐合島、佐合の投票所ですね、こちらのほうで4時間の繰り上げを行っていたところでございます。

また、これも先ほど平岡議員が言われましたけども、総務省の調査結果、平成29年の前回の衆議院議員選挙よりも繰り上げ投票を行った投票所が257カ所増えたといった状況になってお

り、先ほど申し上げたように全体の37%、1万6,967カ所が投票時間の繰り上げを行っているといった状況です。

また、期日前投票の制度が平成15年6月に公職選挙法が改正され、15年の12月から制度が施行されております。これも、議員言われたように、期日前投票所は、1カ所は午前8時半から午後8時まで開きなさいということになっておりますので、期日前投票の繰り上げはできないといったことも御案内のとおりでございます。

本町の選挙期日当日の時間別投票状況につきましては、さきの衆議院選では正午までの投票は全体の54%、正午から午後6時までが39%となっておりまして、午後6時から午後8時まで6%、190人の方が投票をされておられます。

これらのことから、一定程度、今までもいらっしゃいます午後6時以降に投票された方々の投票機会を奪うことにならないかといったことには十分に考慮をさせていただき、投票終了時刻の繰り上げについて検討させていただきたいというふうに考えております。

また、県議会議員選挙におきまして、同じ選挙区となります田布施町、上関町、この2町とも歩調を合わせる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。上関町は既に終了時刻を午後6時まで2時間繰り上げておりますので、今回、議員から質問されたことを契機に、田布施町と協議を行いながら終了時刻の繰り上げについて検討を加えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 積極的な答弁いただきまして、よそとの調整もありましょうし、一番近いのは来年2月の知事選挙です。もう寒い時期で、本当に7時、8時まで投票所を開けておくのがいいのかどうかという議論もありますが、県との関係もありましょうから、慎重な相談もされながらやってほしいんですが、いずれにせよ、ちょっと、せっかく調べたから申しておきますけどね、私は今度の衆議院選挙は投票率が下がるんじゃないかっていう心配を、一般論じゃなくて、してたことが2つあるんですよ。1つは3区、もう公認争いの熾烈なあれで、いろんな報道を見てみると、もう近づくのも嫌だという声がよく新聞に載っておりました。それと、もう1つ、4区、あんな、こんなことになるなら、誘われて行くんじゃないかと、もう知らないという話もよく聞きました。

その結果、投票率が一番下がったのは4区なんですよ、やっぱ。前回の総投票者数と今回の総投票者数を見てみたら、4区は80.61%です。3区は86.4%です。2区は92.15%、1区が87.61%。1区は4年前のことを思えばちょうど世代交代で、若い候補者が随分元気にやられてびっくりするような得票をされた経緯を覚えておりますから、その反動かなと思いますが、やっぱり政治不信が一番投票率を下げていくんじゃないかという気がします。

まだもっと見てみましたら、当選した方々が得票率を70%を超えているのは1、2、3区で、4区は割っております。4区の候補者については前回よりは2万4,000票以上、減らしております、結局、やっぱり政治不信については、なかなかみんな厳しい判断をされるのじゃないかということは、行かないということになるんですよね、もう近づかないと。こういうことを生み出すことになっておるんじゃないかと思います。

そういう点では、私どももこうして平生町政に関わるものとして、はあ行つたって関係ないと、そう思われるのが一番投票率を引き下げることになる、日々、日ごろの活動を充実させていくと。そういう点でも、先ほど申しましたようにやっぱり町長さんの積極的なああいう方向でいうのは、ああ、自分の声が届くのかもしれないという期待を持たせることになりますので、積極的に頑張っていっていただきたいと思います。

今度の、前の選挙とだけの比較ですから、長期的なものじゃありませんけど、随分時間かけて計算をしてみましたら、1つのことが、私としての考えで浮かび上がりました。そして自分に一番、身にしみて感じたのは、町民との信頼関係を築いていって、投票に参加してもらおうという関係をつくっていくということを考えてやっていくのが、一番の投票率向上になっていくということをしみじみ感じておりますから、投票権を奪うということにもなる可能性があるなら、広く制度の変更を伝えていただきたいと思うんです。

そして、私、これ、ちょっともう1つつけ足すと、数値を見てたら、もうずっと6時以降に行くって決められた方もかなりおられるんじゃないかと思うんですよね。そうすると、やっぱりよく知らせていって、制度を変えていくっていう周知をする点の努力をよろしく願いをいたします。

もうこれ以上、この問題はつきません、特にいいです。次、行きます。

今年3月に町の施設の管理計画をつくっていただきました。これをずっと見ながら現地も、今度いろいろ見て歩いたんですが、2番目の質問の、特にこの中で使用していない公共施設とその用地の管理について質問をいたします。

この計画を見ますと、今、使用してない建物はほとんど、公共施設は現状維持、町営住宅や町有住宅は現状維持と改修、それから廃止を検討、取り壊し、こういったいろんな方針が出ております。それが実態に合うかどうかっていうことも含めて質問をいたしたいと思うんです。

それで、今回、ずっといろいろ調べてみました。旧平生保育園、廃止しておりますが、草が生えているまま今年の4月に使用停止してるんですよね、それまでは使ってたから。それから旧宇佐木保育園、ここはいわゆる例の支援員さんが後を引き継いで特産品を開発するということで、あそこを拠点にやろうということになっているということにお伺いしております。それから旧大野保育園、これは第2デイサービスセンターとしてまだ名前が残っております。それと社会福祉センターですね。それぞれの管理状況がちょっとあまりよろしくないの、どういうお考

えなのか、まずお聞きをしたいと思います。

その次に、町営住宅です。町営住宅を私は、年3回は必ず各町営住宅は見て回ります。特に、中で廃止を検討というところの住宅の管理、これが大変よくないんですよね。特に、中村団地などはもう取り壊していうところも大分ありますけど、結局、地域の環境自体、美化も含めて悪くなってきていると。こういったことに対してどのような取り組みをされようとしているのか、ちょっと、まずお伺いしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申し上げます。

旧宇佐木保育園、旧平生保育園は、本来の福祉施設としての役目を終えて、現在は普通財産となり、総務課が所管をいたしております。旧宇佐木保育園の現状は、建物の一部分、調理室であった場所を貸し付けているほか、主にイベント等で使用する物品の保管及び段ボールベッドなどの防災関連の物品を保管する倉庫として活用をしております。敷地の管理につきましては、宇佐木コミュニティ協議会にお願いをしており、草刈り等を行っていただいております。

旧平生保育園は6月末まで医療法人に病後児保育などの事業用に貸し付けておりました。その後の管理については十分行き届いていないという認識をしております。今後の利用に関しましては、新庁舎移転後に現庁舎を取り崩すこととなりますが、その際の物品等の一部保管場所として、また行政資料の書庫としての利用が考えられるところです。ただ、浸水区域にありますので、対策を講じる必要があるというふうに考えております。

旧大野保育園は、高齢者福祉施設に転用し、第2デイサービスセンターとして平生町社会福祉協議会が運営をしておりましたが、新たに施設を整備したことから退去されております。現在は健康保険課所管の行政財産となっておりますが、段ボールベッドや避難所用の間仕切りテント等の防災物品を仮置きしております。

旧老人福祉センターについては、平生町社会福祉協議会を指定管理者として運営しておりましたが、対象も行政財産として町民福祉課が所管し、管理等を行っております。またこの施設にも防災物品を一時保管しており、新年度により医療福祉関係の事業者の用に供する計画があり、総務課において防災物品の保管について検討しているところでございます。

これらの管理について、普通財産は総務課が管理、行政財産については施設所管課が管理をすることになりますが、ただいま申し上げましたように、行政財産についても総務課が防災備品の一時保管場所として使用しておりますので、所管課にのみ任せるというわけにもいかない状態となっております。将来を見据え、どのように管理していくことが合理的であるのか、検討してまいりたいと思います。

なお、施設の維持管理上必要な経費としては、旧保育園の3施設は電気代、水道代といったも

のは停止手続をしており、火災保険である建物共済の掛け金があります。福祉センターについては施設整備に必要な保守料や周辺の環境整備などで年間約200万円以上が必要な状況となっております。

次に、町営住宅についてでございますが、用途廃止を終えた建物の取り壊しは計画的に進めております。昨年度末に策定した個別施設計画において将来の集約、建てかえ事業を視野に長寿命化改修の実施時期や、老朽化が進んでいる住宅の管理方法を廃止検討の対象に位置づけて、実施時期をお示ししております。今年度につきましても、解体工事の入札をこれから実施する運びとしているところです。

町有住宅について、個別施設計画において管理方針を廃止検討としております。2棟が残っており、どちらも居住中です。空き家となれば用途を廃止し、取り崩しができる方向で対応を進めてまいりたいと考えております。

なお、敷地の管理については、定期的に職員により、草刈りなど最低限の管理を行うようにしておりますが、他の業務との関係で行き届かない場合があることは認識しております。適切な管理を行うよう努めてまいりたいと思っております。

次に、町営住宅の管理状況についてでございますが、令和3年11月末現在、町営住宅が8団地179戸、そのうち耐用年数が経過し、かつ老朽化している住居について募集停止し、入居世帯としては111戸を現在管理している状況であります。ほとんどの団地で建設当時から自治会を設立し、各自治会での清掃活動などの維持管理を入居者の方で実施していただいているところです。町営住宅の管理状況につきましては、平成26年3月に策定いたしました平生町公営住宅等長寿命化修繕計画に基づき老朽化した隅田、下横、上横、尾土路の各団地は、入居者の移転を促進し、空き家となりましたら、順次用途廃止し、解体を行っているところです。

また、田名第2団地は町全体での必要戸数と立地の地域と地域バランスを考慮しながら、現在、建てかえの検討を行っているところで、中村団地や一部を除き、住棟を町内での移転を含む建てかえを検討することとしており、これらの団地につきましては現在募集を停止しております。

それに伴い、入居者の移転や転居・自然減により団地内の人口減少が進み、自治会活動がままならない状況となっております。町営住宅の維持管理につきましては、自治会から要望をいただいた時点で、自治会と町で協議しながら対応させていただいているところであります。今後とも自治会と連携を図り、可能な限り要望に応えられる対応をしたいと考えております。

平成26年3月に策定いたしました平生町公営住宅等長寿命化修繕計画において建てかえを計画している団地もありますが、策定から10年経過の令和5年度が計画の見直しの時期となっております。現在の社会情勢の変化も考慮し、公営住宅の需要や既存ストックの現状把握等を整理して、基本方針を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 個別のところについて、ちょっと一つ一つ申し上げますけど。

まず、私が一番気にしておるのは、新庁舎ができて移転をします。そうすると、入り切らないものが出てきたら、当面、あそこに移しちゃけと。こういう事態が予想されることが一番です。

それで、各施設について聞いてみました。先ほど答弁にありましたように、平生保育園の跡については、以前から町新庁舎ができた場合、特に建設課のいろんなもの、大量のものがあそこに、プレハブも含めてありますから、そこに移すという話を聞いておりました。しかし、その動きは一切ないんですよ、もうすぐ移転をしようかというときに。その計画も見えてきません。

また、一方、健康保険課で尋ねると、あそこで筋トレをやりたいと言っておるんですよ。今、コロナで保健センターがずっと使えないで事業がいろいろ支障を来して、これは課長さんにも確認をしました、筋トレをやりたいと。新年度からできたらという希望も持っておられるようです。懇談状況の話をするんですよ、そういう話がございました。

宇佐木保育園については、イベントの物置になっております。特に保健センター関係のものがあそこに置いてあるようですけど。そして特産品の開発についても、地域おこし協力隊員の任期を終えられて、もう新しい仕事も持っておられますが、今年の任期以降、まだ1回も使われてないんですよ、實際上、そういうことになっておりますけど。したがって、担当課に聞くと、あは実際は総務課で管理しておるようなもんだというような答えが返ってきております。

それから、旧大野、いわゆる第2デイサービスセンターですね。ここについては、いわゆる健康保険課が管理ですが、實際上、防災、段ボールベッドなど防災上のものが置いてありまして、実際には総務課ですよと、こういう話が返ってきました。

社会福祉センターです。これは、これから新しい事業もやられることですから、それは期待もしておりますが、ここの管理については、あそこはつつじ苑、いわゆるうちうみ会と実際上は一体でものを進めてきましたよね、あそこは。したがって、あそこの管理はずっと一体的だったんですが、寿海苑の入所者、元気な入所者の方がおられて、養護老人ホームですからおられるので、当然、地域の整備も、環境整備もしたいという申し出があって、自発的に整備をされておられます。

しかし、社会福祉センターの部分で、ちょっとプツッと境が切られて、社会福祉センター、そのままになってますよね。時々シルバーセンターで草刈りをしてもらっているという話でしたが、建物の周りにはもう草ぼうぼうでいろんなものも放置をされて、中にはものが多く残っています。次の改修に当たって、町民福祉課の職員の皆さんで周辺の草刈りや不用備品の整理等は、今後、職員の手でやられるっていう話も聞いております。いろいろ大変だなっていう話がいっぱい入っ

てきました。

これについては、もっと総務課の管財課のところに、むしろ、いろいろあちこち言うんじゃないくて、管財課の体制を強化をして、管財課でもっとしっかり体制をつくっていく必要があるのではないかと思います。

現状維持ですっといくんならいいですが、建物はそうはいかんのですよ。管理し続けないと建物はだめになってしまいます。結局、新庁舎移転して行き場のないものが、とりあえずあそこに置いちゃけというんで今後、長年続いていくことになるんじゃないかという心配が起きるのは、そこなんです。建物は劣化するが、町の備品はそのまま、いろんな書類等はそのまま放置されておると。そういうことがないようにお願いをしたいと思うんです。

したがって、そういう点では、やっぱりちゃんと総務課、特に管財を中心にしっかりとした、使えば使う、有効利用できるわけですから、そういった体制を組むべきじゃあないかと思います。どうしても職員が減ってきて、もう手が抜けるとこは手をできるだけ抜いてくるという体制になってきておりますが、ただ、これ、せつかく財産があるのに、人が減ったために財産がだめになってしまうということになる。しっかりした計画もできない、みんなそれぞれが勝手なことを話しておるという実態がわかりましたので、この点の改善をお願いをしたいと思います。

それと、町営住宅です。特に中村団地の環境問題については、1年前にも建設課のほうに、特に集会所にもう天井に穴があいて青空が見えるよと。床はもうその雨でベタベタになっているという写真を持って行って、これどうですかという話をしたこともあります。それと現在、見てみましたら、草刈りは定例に、自発的にやられておるようですから、11月の29日に草刈りをされております。あとの住宅のところについても、草刈りは隅田さんの前、されておるようですけど。

放っておくと環境が悪くなるんですよね。先日、見たところ、放置車両がありました。それからベッドのマットレスが放置してある、洗濯機が置いている、古タイヤがある、石油ストーブもほったらかしてある、部屋のガラスも割れておると。いわゆる廃止を検討というところですよ。取り壊しの対象になるんですよね、取り壊しという部類に入っているところでしょうが、結局、環境が悪いところは放置すると余計悪くなるという傾向がどこでもあります。それが増幅してきておるように思いますから、心配をするんです。

それと、田名団地はコンクリートが落ちるといのでフェンスを張っておられますが、これもかなり悪化が進んでいます。特徴としては、1人で暮らされるお年寄りが住んでおられて、亡くなられたら空き家が無くなるということで、だんだんあそこも空き家が増えてきております。内側のほうはもう半分空き家になってると思うんですがね。

そういう点でもずるずる、ずるずると、結局、計画はつくったけど、そのまんま。先ほど町長

言われましたように、26年についてはそのまんま、まだこの計画は生きておるような話、平成26年ですね、ということですから、そんなその日暮らしに管理がなっておるのではないかという懸念を持っております。

その町有地の土地の管理で佐賀の森の下の町有地、元教職員住宅があったところですが、空き地は草ぼうぼうなんですよ。それと、木、だんだん、前にも言ったんですけど、空き地には木が生えて木が大きくなるんです。特に隅田などのところのあの桑、旧教職員住宅だと思んですけど、木は大きくなってどんどんと根を張ります。今度、開発するときその木根をのけんにゃあいけないんですよ。これが大変な作業なんです。ですから、木は大きくなる前に切っておけば、そういった作業は随分楽になりますので、空き地の管理をする場合はやっぱり大きな木を残さないというのは、これは大前提ですから。そういう点では適切に管理をされるのがいいのではないかと考えておりますから、これも提案をしておきます。

いずれにせよ、ちょっと実態をよく見られて、特に公営住宅については前年度の決算見たら、家賃の収入が大変成績を上げられて、よく頑張ってきておると。こちらは評価しますが、あと、これ以上、今度は管理についても入居者の環境改善を考える意味からもやっていく必要があると思いますので、この点を申し上げておきます。

ちょっと、あまりにも放置し過ぎですよ。そのように思います。今に対する感想も含めてお伺いしたいと思うんですが。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、行政財産、普通財産含めてあり方について、もう一度よく精査をさせていただきたいなというふうに思っております。

それともう1点、環境ですけども、今日、本日の議案で提案いたしました新しい環境政策室というものをつくりますので、そちらのほうで十分環境についてもしっかり仕事をしてもらうようにしますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最後にもう1つ提案します。

公営住宅の建てかえの話もちよろちよろとありましたけど、公営住宅は所得の低い方に良質な住宅環境を保障するというので、大変大切な政策です。しかし、なかなかうまく回っていないんですよ。私は会社勤めしてきたころ、県営住宅、光市の市営住宅、旧大和町の町営住宅、かれこれ10棟ぐらいは現場の施工管理をしてまいりました。新しい入居者が、「ああ立派なところができてよかった」、喜んで入居をされたのを覚えております。ところが30年勤めて終わり

ごろ、県の住宅担当の、今、外郭団体が県営住宅を管理しておりますが、当時の若い議員さんたちもまた来て、「平岡さん、いっぱい建ててもろうたから、私ども今、困っております」と。大体、公営住宅は所得の低い方が入られて、いつかしたら生活が確立されて、新しいところに住居求めて移られて、ローテーションがあるのが前提でつくっておるんですよね。ところが、それをローテーションしなくなってるんですよ。平生町も先ほど言われましたのと同じで。最後にお年寄り、ひとり暮らしの方がおられて、養護老人ホームになっちゃうというのが県の担当者の話なんですよ。どこも同じ状況です。

したがって新しい建設計画をつくる場合には、よく考えてやる必要があると思うんですよ。ここで言われておるのが、民間の住宅の利用ですよ。建てかえもいいですけど、ちょっと民間の空き家が随分あります。アパートなどもあります。それを有効に利用して、町営住宅と同じ入っているような条件で入っていただくとか、むしろそういったことを積極的にやられるほうがいいんじゃないかと思います。ただ新しい団地をつくって、建てられれば良いと思ってる。特に人口は増えます、必ず。住宅、新しいの建てると。そういうメリットはありますけど、公営住宅については法律の精神もありますが、民間の住宅の活用っていうのが今後、優先的に考えられるべきじゃないかと思いますので、私の提案をしておきます。お考えあれば聞いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平岡議員おっしゃるとおり、民間の活用も含めて、今後住宅の政策に反映していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 冒頭で経済対策について少し声を挙げたいとかっていう町長のお考えも聞いたような気がするんですが、ちょっと閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための経済対策についてのことを言われているのかなとかって勝手に思っているんですが、それ、1回読んだんですけど、第2章の本経済対策の狙いという項目の終わりのほうなんですけど、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを利用し、地方の実情に合わせた取り組みを支援する」というふうに書いてあるように私ここにメモしているんですが、声を挙げたいというだけじゃなくて、これが自治事務である根拠じゃないかなというふうにひとり言のように思っています。声を上げるだけじゃなくて、もっと積極的な一歩を踏み出していただいたらいいなというふうにひとり言のように思っていますので。

それでは、一般質問を行います。

住民や外部有識者の意見を取り入れる際の町の機関の設置についてということで、4点に渡って質問をいたします。

まず、私、執行機関として要綱で設置されたこういう機関というか委員会ですね。町の機関の定義とかがあってというのは、そこに一応質問通告書の詳細にも書いておいたんですけども、これらの設置する際の考え方を確認させていただくとともに、1番いい実例として身近に平生町学校給食施設あり方検討委員会の設置をされましたので、このことを取り上げて、私はちょっと不明確じゃないかなというふうに思っていますので。これ私個人が思っているんです。ですから、今質問をさせていただきます。その理由を3点挙げて、今後に向けてこのような形の住民、また、外部有識者の意見を取り入れる際の町の機関の設置のあり方についてどうすべきかなということで提案も含めてお尋ねをさせていただきます。

まず具体例がありますので、そのことを多少整理3点させていただいて、最後に提案という形でさせていただきたいと思います。

まず、最初の質問です。1の1としてですね。あり方検討委員会については私、執行機関の附属機関とするべきではなかったかというふうに思っています。ですから、そのことのお考えをお尋ねいたします。

まず、附属機関ということの定義はきちんと行政のほうも私もきちんと定義づけをしておかないと議論がかみ合いませんので、通告書に書いておりましたけれども、地方自治法第138条の4、第3項の規定により、法律または条例に基づき設置される審査会、審議会等の機関を指すということで共通の認識をよろしくお願いいたします。

平生町の学校給食施設あり方検討委員会はその設置根拠を要綱ということでされています。その要綱の第1条の設置に関して町長の諮問機関と定義づけをされるとともに、また、いろんな説明の中で私的な機関であるとの説明をされていました。その前に辞書を引いてみますと、諮問とは有識者、または一定機関に意見を求めることとあります。機関とはある目的を達成する手段として設けた組織や機構というふうに辞書の中では説明がされています。そうすると単純に考えれば、町長の私的諮問機関とは町長に所属する意見を求める組織というふうにも言い換えられるのではないだろうかというふうに解釈をいたしました。

実際に、いわゆるこういう地方議会のことを専門に扱っている「ぎょうせい」なんかが出している地方議会運営辞典なるものをひもといてみますと、「地方公共団体の任意附属機関を設置するときは、必ず条例によることが必要である」というふうに書いております。これ臨時とか緊急を要するもの全てを含むというふうにですね。例えば、「執行機関の補助職員のみで構成される場合は、その設置は当該執行機関の持つ執行権限のうち当然含まれるものと解されるから、条例によらなくても適時設置することができる」とも書いてある。しかし、「執行機関の補助職員以外の外部の者が委員として加わる時は、それはもはや組織として理解されるべきであり、その設置については附属機関として条例による設置が必要である」というふうはこの本には書いてあ

るんですね。なかなか難しいんですけども。それで中身をよく調べてみますと、このあり方検討委員会、この中に平生町学校給食基本構想案なるものが示されております。基本構想案ということからも、今までの私の経験からいっても、執行機関の附属機関とすべきではなかったでしょうかというのが私の最大の疑問なところですよ。

また、私たち、また、住民の皆さん方に公表された、いわゆる平生町学校給食基本構想、副題が給食施設のあり方の方向性についての検討状況なる文書は報告的な意味合いを持つ文書と説明をされてきましたが、委員会で示された基本構想案とは異なるものなのかという、また疑問点がそのときに出てきたんですね。これどうなのかなという、要綱で決めていてちゃんとそのようにされているんですけど、なかなか私の疑問が解消されませんので、いろいろと調べてみてもそうですが、町の考え方をお尋ねしたいと思います。

また、委員会委員の給与等の支払いは報償費で行われていましたね、これ、あり方検討委員会の委員の皆さん方。これやっぱり報酬として支払いして、これ、公務災害補償の適用を受けるべきではないかなというふうに思うんです。報償費ではその適用はお支払いをされていらっしゃると思うんですけども。このほうも地方公務員法第3条第3項2号の特別職の非常勤公務員として任命されれば、執行機関の附属機関とするべきことも可能だったと思うんですが、そのように要綱で設置された根拠についてお尋ねをいたします。

2点目です。あり方検討委員会の中身について多少精査というか、させていただきます。あり方検討委員会の任務、任務の遂行、そして解職、これについてもどうなのかな、私、不明確ではないかなということでそれぞれの経緯について、その時点でのどう判断されていたのかということをお尋ねをいたします。

まず、あり方検討委員会設置要綱の第2条です。これ括弧書きで任務とあります。平生町学校給食施設整備計画について審議するとあります。ですから、この2条の設置要綱からいけば、この審議というのは意見を聞くということを指されていたのでしょうかということです。また、ホームページ上では、このあり方検討委員会を選択肢に対する意見を聞くことを目的とした委員会というふうにお示しをされています。しかし、常任委員会の中では、「検討委員会では文書としての諮問、答申的なやり取りは行われていない」とは言われたものの、審議の中では当然計画について審議をするということですから、諮問、答申的なやり取りがあったのではなからうか。また、意見の取りまとめに関しても、あったのではなからうかと推測できるわけです。また、学校給食あり方検討委員会は子供たちの安全安心な学校給食を早期に構築するため、選択肢に対する意見を聞くことを目的と言われておりましたが、要綱の第2条、何回も言いますけれども、この平生町学校給食施設整備計画について審議するというふうの規定をされていらっしゃるんですが、そのことの間わりを見ると、意見を聞いたとする説明はちょっと私理解できないのです。い

いわゆる審議っていうのが、意見を聞くだけのことを指されているのかどうか。第2条の項ではどういう判断をされていたのか。また、第4条2項には第2条の遂行をもって解職されるとあります。任務の遂行というのは、この検討委員会の任務の遂行。これ、何をもってなされているのか。基本構想案を示されて、副題として私たちには文書化されたものをいただいていますけれども、そのことをお話されたのかどうか。任務の遂行というものは、どういうものをもってなされたのかも加えてお尋ねをいたします。

さらに、令和2年度で解職されたというふうになるんですが、そうすると今まで意見を述べたことで解職をされたっていうことになるんでしょうか。あり方検討委員会の任務、また任務遂行、そして解職までの要綱でそれぞれ規定された役割分担。それぞれどう判断されていたのかもお尋ねをいたします。

3点目に、町政への住民参画の推進の視点ということからお尋ねをいたします。

質問の趣旨は平生町参加と協働のまちづくり条例第7条、第7条っていうのは町政への住民参画の推進という項目ですね。第7条を読んでみますと、「町は政策等の立案から実施及び評価までの過程において住民の参画を求め、これを推進します」。2の項として、「町は住民との信頼関係に基づき、住民からの意見等に対して誠意をもってわかりやすく説明するよう努めます」とあります。この町政への住民参画の推進という立場から、第7条のとおり住民の参画を求めるなら、私、今後の給食のあり方、施設を含めて、食育っていう観点から学校教育の中でどういうふう位置づけするかということをやはり要綱設置ではなく、委員さんも含めた条例での設置が適当ではなかったかというふうに思います。第7条の具現化策を含めて改めてお尋ねするとともに、町政の住民参画の視点から、今後の学校教育の中での食育の推進、学校給食の推進、お尋ねをいたします。

4点目に最後に提案を含めて申し上げます。住民や外部有識者の意見を取り入れる際の町の機関の設置については、条例化が必要ではないかっていうふうに考えます。このことに対する町のお考えをお尋ねいたします。

まず、法的な根拠から申し上げます。要綱で設置した附属機関をめぐっては、平成23年度以降、定期的に住民訴訟が提起されているようです。町には実質的には訴えはないんですけども、委員さんに対する報酬、報償費ですね。また、謝礼金、これの支払いは違法とする判決が下級審で出ているようです。最高裁までいった例はありません。そのことも全国町村会の法務部というところの資料をお渡ししていますので、お読みされていると思いますし、過去の自治体ジャーナルとかでも、多分取っていらっしゃると思うんですけど、その雑誌にも2015年ごろから何回か取り上げられて掲載されているようですので、情報としては過去からお持ちではなかったかと思えます。要は設置根拠を要綱にしてこのまま運用を継続することは、非常に住民とのリスクが

大きいのではないのでしょうかということなんですよね。ただ、設置要綱が全部いけんというんじゃないんですよ。あくまでも諮問的機関で、ボランティアで、そういう政策がらみじゃないというのは要綱で設置させていただいてもいいんです。ただ、こういうふうに行政との関わりの中で、外部有識者とか取り入れて政策の判断の下地にされるときは、やはりきちんと条例設置で対応されるべきではないかと思います。地方自治法の138条の4の3の項、これを厳密に成立させ、また、事務の効率化とか、一番言いたいのは行政の責任逃れですね。いわゆる有識者の意見を聞いたって実績づくり、町民の意見は聞いたって実績づくり。そういう乱設置に使っていただきたくないんです。きちんとルールをつくってやりましょうよという提案をさせていただきたいんです。住民や外部有識者の意見を取り入れる際の機関については、設置根拠を条例化されるよう取り組まれてはどうかということで提案し、4点ほどお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。再開を15分といたします。

午後2時02分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

平生町学校給食施設あり方検討委員会は執行機関の附属機関とすべきではなかったかという御質問でございます。設置要綱をつくったときに、確かに執行機関のような書き方をしてしまったのがまず、まずかったかなというふうに変なところがございますが、基本的には私も町長、私が意思決定に対しての参考とするために委員の意見を聞く場、そして設置したものでございます。

本委員会では実際に給食をとり、食育を行う主たる場である学校及び子供たちに近い方々を委員として、主に安心安全、早期実現に向けての意見をお聞きいたしました。委員の方々へは第1回の会議の冒頭に「この会で意思決定をすることは考えていない。委員お一人お一人のお考えをお聞きしたいとし、周囲の方々と協議された結果も含めて、御意見をお聞かせいただきたい」とお伝えし、解散した会でございます。

本委員会へ示した資料は、1回目はそれまで議会に報告した検討の経緯と町内及び周辺自治体の学校給食の現状、2回目にはパターン別の大まかな費用比較を加え、3回目には再開した1月の時点までの検討状況について事務局として取りまとめた平生町学校給食基本構想案をお示しし、それぞれについて御意見をお伺いしております。

また、委員の方々には検討されていることについて広げていただくことをお願いするなど、守秘義務を課しておらず、本委員会は判断・結論・方向性を示さず、意見交換、意見聴取を行う場としておりますので、本委員会を附属機関として条例により設置する必要はなかったというふうと考えております。

要綱と中身が若干違ったというのは、大変恐縮しているところでございます。中身を見ていただければ、これが附属機関として必要だったかどうかというのはわかっていただけだと思います。

また、あり方検討委員会の任務、任務の遂行、解職についての御質問にもございました。まず、任務についてですが、本委員会は安心安全、早期実現等に向けてホームページに記載しており、選択肢に対する意見を聞くことを目的とした委員会でございます。本委員会では、事務局からの説明、意見に対して委員の方々から意見をお聞きする中で、質疑や活発な議論もございましたが、先ほど、第1回の本委員会の冒頭にこの会で意思決定するようなことは考えていないと委員にはお願いをしたと申しましたとおり、意見の取りまとめは行っておりません。

次に、任務の遂行と解職についてですが、私的諮問機関として、お一人お一人意見交換を終えて、全ての委員から意見を聴取したことで任務は遂行されたとして解職をしたものでございます。なお、本委員会が審議や調査委員会として何らかの報告・提言を行う、あるいは諮問とこれに対する答申の実質を有する委員会であると受けとめがされたこと、任期にかかる期日がなかったことで解職に関して疑義を与えてしまったことは、本委員会の設置要綱の作成に当たっての思慮が足らなかったものによるものと認識を、反省をいたしております。

先ほども申し上げましたとおり、この委員会が、例のいただきました町村会が作成した総務部法務支援室の中で外部の有識者が委員になったとしても、当該委員会として判断、結論、方向性を示さず、単に意見交換・聴取の場は担当者間の連絡調整の場として機能する場合は附属機関には該当しません。合議制の附属機関は組織としての意見を取りまとめますが、単に意見交換の場である場合は組織としての意見を取りまとめることはありません。活動経過の報告書を作成、提出するとしても、当該報告書はあくまで個々の委員からの意見聴取、意見交換の結果を取りまとめたものとなりますというふうになっておりまして、実態はここに当てはまる意見の聴取をさせていただいたというのが実態であります。

また、町の機関の設置につきましてですが、地方自治法第138条の4、第3項により、普通地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、附属機関を置くことができる旨規定されています。また、地方自治法第202条の3において、附属機関とは法もしくは政令または条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、諮問または調査等を行うとされております。この附属機関については該当性の基準が不明確であり、これまでに住民訴訟が提起された例が複数存在しております。本町では、平成22年度を初年度とする第5次行革において、

附属機関等の整備を実施しており、その際に条例による規定が必要と判断されたものについては附属機関の設置に関する条例等で規定しております。また、平生町審議会等の設置及び公開に関する要綱を定め、審議会等の活性化及び簡素効率化を図ることとしていたところでございます。しかしながら、前回の整理から相当の年数が経過しており、新たな審議会等も設置されていることから改めて整理を行いたいと考えております。その際には、附属機関として設置すべきものを私的諮問機関として設置することがないよう、基本方針等を定め、行ってまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 御答弁よろしいですね。今後また調整するという事ですから、検討するという事。1点ほど提案を改めて申し上げておきます。

平生町においては附属機関の設置に関する条例、平生町報酬及び費用弁償に関する条例等で委員さんの報酬等も決まっているんですけども、この費用弁償に関する条例の2条関係の別表ですよね。1番最後、その他の委員、町長が定める額っていうふうにもなっていますので、この辺もやっぱり含めてきちんと対応を今後していく必要があるかと思っておりますので、この場を借りて提言を、この辺の整理もきちんとしていただきたいということを申し上げておきます。

1番の根本はまちづくり条例の中でそれぞれの立場で住民の参画を求めているわけですから、やはり根拠をはっきりしてやっていただくようにしていただきたい。これが基本です。

先ほども少し申し上げましたけれども、自治事務のことにに関して、やはりそれぞれ町で判断をされたことをどのように説明するかということは、非常に最初のボタンかけの第一歩だと思います。私ごとのように冒頭の町長の意見を取り上げさせていただきました。経済対策に関しても声を挙げたいと。わかるんですけど、私としてはもう一歩する必要があるんじゃないか。根拠は地方の実情に合わせた取り組みを支援するというふうにちゃんと書いているんですから。これちょっと話が余談になりましたけれども。やはり自治事務の根本、今、機関委任事務になって、法定受託事務と自治事務、これ町が何をすべきか、やはりきちんとどういう過程をとって、どういうふうに政策の判断をするかきちんと説明されていくことが町の行政の第一歩だろうと思っておりますので、御配慮いただきますように。

じゃあ、次の質問にいきます。情報提供のあり方についてです。質問の要旨は、なぜ情報提供量に差が出るのかということです。

12月2日に全協で報告をいただきました。報告の内容は新型コロナワクチンの追加接種についてということで、「①追加接種の概要」、「②本町の接種計画」ということでお示しをいただきました。この情報、この文書とホームページ上をすぐ帰ってみますと、「新型コロナワクチン

追加接種（3回目）のお知らせ」として新着情報の欄に情報として示されています。しかし、追加接種の概要だけしか載っていなかったんですね。その後見ると、12月の9日に確認してみると、リンクで3回目接種のスケジュールということが、リンクとして「3回目のスケジュール（予定）」、pdfのファイルでされているんですけど、これがなぜ最初から出なかったかっていうことをお尋ねしたいんです。そこを情報提供のあり方についてどう考えていらっしゃるのかってことです。

やはり、情報提供については出し惜しみをしないというのが原則だろうと思うんですね。それとホームページを使ってやられるのであれば、少なくともリンクを貼らずにワンクリックでいく。そのホームページ上に全部掲載するっていうのが原則だろうと思います。pdfの関係上、そういうふうにはしないといけないっていうのであれば、項目を分けて、ワンクリックで本町の接種計画、これにこちらのほうでは「3回目接種のスケジュール（予定）」ということですね。

今後、デジタルの課制条例の絡みで、課制でデジタル情報も所管される室を創設されていかれるようですけれども、情報量についての取り扱いはきちんとしないと、やはりその機能を発揮しないんじゃないかということをお尋ねをさせていただきました。その理由は何でかっていうことなんです。

2日の日にそういうことを提供されて、これ私たちに示していただきましたよね、本町の接種計画。そのときにはわからないということも含めてあるんですけど、こういうことを情報提供しようということでお示ししていただいたと思うんですけども、現実にはそういう情報はホームページ上では公開というか、公表されていなかった。しばらく時間が経って、第3回目の接種、「3回目接種のスケジュール（予定）」ということで具体的に日にちも書いてありますけれども、決まったときに決まった情報を明らかに公開するというスタンスが今後ぜひ必要ではないかと思っています。

このたびの情報提供のあり方について、なぜ時間差が出て情報の公開に差があるのか、情報量に差ができてしまうのか。私たちにはそういうことで説明をされた、議会には、全協で。だけど、住民の皆さん方には一部しかいってなかった。それが事実ではないかと私は思っています。情報のあり方、今後のあり方についても、どのような取り組みをするか、新庁舎移転後は新しく情報っていうものを専門にする室も創設されるようでございますから、今後の取り組みの方針についてもお考えがあれば、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

新型コロナワクチンの追加接種3回目につきましては、12月1日に関係省令が施行され、追

加接種の対象者や2回目接種後からの接種間隔などが設定されたところでございます。議員から情報提供の量になぜ差が出るのかとの質問をいただきましたが、議会への情報提供に関しては迅速性を最優先に行うべきとの考えから、12月2日開催の議会全員協議会で追加接種の概要と本町の接種計画について報告をさせていただきました。追加接種の接種間隔が2回目接種完了後概ね8カ月から原則8カ月後に変更されたことに伴い、接種計画を微調整する必要もありましたが、現時点の大まかな予定として報告をさせていただいたところです。ホームページの掲載については、国からの情報に不確実な点もあり、住民の混乱が起きないように接種時期については具体的な情報は載せずに、12月2日にホームページへアップし、その後段階的に更新させていただく予定としておりました。先週、接種時期等の最終的な調整を行い、接種時期等について、より具体的な内容でホームページを更新したところです。今回、国の方針の変更もあり、一時的に情報量に差が出ましたが、議会への情報提供量と住民への情報提供量に差が出ないように情報発信に努めてまいりたいと思っております。

なお、新たな変異株のオミクロン株が確認され、政府の動向次第ではさらに接種計画を見直す必要もありますので、正確な情報をできるだけ迅速に提供できるよう、さらに努めてまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 今後差が出ないようにしていただけるようでございますので、また見守っていきたく思うんですけど、私の勘違いかもしれませんが、町長も住民の代表であり、議会の私たちも住民の代表でございますので、議会に迅速性を最優先したという言葉もどうとったらいいのかわちょっと戸惑ってますけれども、住民の皆さん方に迅速性を持って最優先した情報の公開ということもあるっていうことを私自身、今、町長の言葉を聞いて思いました。議会っていうのが特権階級でないように、ぜひ扱っていただければと思います。議会だけに情報ということじゃなくて、住民も含めた情報公開っていうことで御理解をいただければと思います。

3番目の質問にいきます。法定外公共施設の維持管理についてということでお尋ねいたします。質問の要旨は「町道・農道外の道への維持管理、（施策方針）」についてお尋ねいたします。

その質問の通告書にも、法定公共物ということで定義させていただきました。平生町でも条例を施行され、管理されていると思います。この1番難しい問題は過去の経緯からいっても所有と管理っていう問題じゃないかなというふうに思います。

質問するきっかけとなったことをお話として勝手に話をさせていただいて質問に移ります。実は8月の26日だったでしょうか。名切地区の方からお電話をいただきました。そのときも、そのお電話をいただいた方は道のことだったんですけども、赤線ということはもう御存じでした。赤線の修繕ということも、私にすぐお電話口でも言われました。その方が言われるには、数十年

前に自宅へ車の侵入をするために、自宅用地を提供し、車が侵入できるようにし、その前を通っている赤線道を拡幅したそうです。その際にも町のほうとも相談されて、拡幅部分についてのコンクリ舗装を含めた工事は自己負担でということでした。ですから、自宅側のほうへ入る道は市道、沖側の法面側は赤線道ということになっています。10年ぐらい前なんですけれども、自宅進入路付近、今の拡幅した部分と赤線道、これイノシシの通り道、横断道になりました。民地との境界側、法側が崩落をするっていうような状況が出てきました。その当時、経済課が所管ということだったみたいで、経済課へ相談して建設課へも連絡をしてもらったと。建設課の方が現地確認に来てこられたと。3年ぐらい前から、ちょっと強い雨のたびに民地側の赤線道の道台部ですね。民地との法面側境界がありますね、ちょっと高いんですけど5メートルからそこから以上あります。これがえぐられてくるっていうようなことで、たびたび当時建設課のほうへ御相談をされたようです。これ、今、私が話しているのは、その方が言われるっていうことですよ。建設課のほうで一時期ブルーシートを覆って、土羽を保護されていたようなんですけども、その後何もされてないと。そのときに建設課の職員さんいわく、災害復旧ならすぐ直せるんだがねというような、これ何とかならんのかねというのが、その方の相談のお電話でした。

このことをきっかけにちょっと法定外公共物の所有者、管理者として、町は維持管理についてどう考えていらっしゃるのか、ちょっと大変調べなきゃいけないなということです。調べました。そうすると、法定外公共物というのは、所有は国、管理は県というふうになっていたんですが、平成12年、いわゆる国の地方分権推進計画によって法律が改正されて、法定外公共物は17年3月31日までに市町村に譲与されたということです。その結果、平生町では15年の4月1日から平生町法定外公共物管理条例、また、平生町公共物管理条例施行規則を施行されて、この条例と規則によりますと、法定外公共物は所有、管理とも町が行うというふうになっていると思います。そうすると、当然所管課のほうで財産として道路台帳、また、固定資産台帳等にも記載されて、把握されているんじゃないか。そうしないと、利用の実態がそれぞれ所管のほうでわからないと思います。過去、平成15年に条例を施行されていますので、どういう利用実態があるのかも含めて把握はされていらっしゃると思うんですけど。また、その利用を把握される義務が所有者としてあるのではないかと推測をいたします。そうしないと、いわゆる先ほども言われたように小さなほころびが大きなほころびになって、災害ではなければ対応が取れないというようなことを職員さんが言われる、これ、もう過去の話ですから、そういう実態があると。そうすると、何年も待っていきやいけない、また大雨が降ったときにどうすればいいんか、直してくれるんかっていったらなかなかそうもいかないと思うんですよ。

常日ごろから所有者、管理者として法定外公共物っていうのは非常に公共性が限られたところの施設だろうと思います。きちんと今のうちにどういう管理をされるのかっていう、利用者の皆

さん、限られた利用者さんだけだろうと思うんです。先ほどのこの道でも通られる方はほとんど限定されています。やはりこういったことをきちんと管理していかないと、高齢化、また地域の方っていうものが、だんだん先細ってくる時代。何とかこれを維持することが、今からの務めではないかと思うんですよね。その辺のところの対応について、いわゆる施策方針について、具体的に第五次の総合計画でも触れられていませんので、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

法定外公共物とは道路、河川など公共物のうち道路法、河川法などの法律の適用、または準用を受けないものをいいます。一般的には里道、赤線、水路、青線と呼ばれており、その多くは昔から農道や農業用水路として公共の用に供されているもので、明治初期の諸改正に伴う官民有区分の実施により、国有地に分類されました。法務局に備えつけの公図などで道、水と表示されていたり、赤色や青色で表示されているものです。地方分権推進を図るため、これまで国有財産であった里道、水路の法定外公共物が平成17年3月末までに市町村に譲渡され、財産管理及び機能管理を町が行うこととなっております。

法定外公共物の維持管理につきましては、地域住民の公共の用に供しているため、地域に密着した形で利用者や自治会、近隣住民によって行われております。町では平生町法定外公共物管理条例第3条に、「利用者の責務として法定外公共物の利用者は法定外公共物が町民の財産であることを念頭に置き、常に良好な状態で利用できるよう、その保全に努めるものとする」と規定しております。しかしながら、里道などの災害においては、地元との十分な協議を踏まえながら、町として復旧を行う必要があると考えております。

また、参加と協働のまちづくりを進めていく中でも、法定外公共物について必要機材の貸し出し、生コン、簡易舗装材などの原材料支給により地元管理に必要な支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

先ほどの事例で言われましたけど、私どももちょっと調査してみますと、先ほどの事例で言えば里道、私有地とあわせて拡張し、コンクリート舗装をしております。今回の道台部のえぐれは、コンクリート舗装のさらに外側の私有地で、里道は被災していないので、災害復旧の対象とはならないということでした。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 少し、法定外公共物の維持管理についてお尋ねをいたします。

実際にはこれ、財産でございますので、道路台帳か固定資産台帳等で利用しているものは、そ

れぞれ利用者さんがあると思うんですけれども、一応、所有者っていうのは町でございますんで、そういった形でちゃんと把握されていらっしゃるのかどうかお尋ねをさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当のほうでは把握していないということでございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 利用者の立場を代弁して申し上げます。

一応、所有者としての責務は町にあるわけですから、一応、きちんと把握される必要があるのではないかと推測をいたします。

特に過去の経緯、その赤線、青線も過去の経緯はあるにしても、町の所有物ということで所有者だろうと思うんですよね。そうすると一応、利用者は限定はされています。非常に公共性も低い、そういう施設ではありますけれども、町としてやはりどのような赤線、青線が町内に残っているのか、こういうことを把握されて、きちんと責務を果たされて利用者さんと、利用者さんには利用者さんの責務があるんですけど、所有者さんの責務っていうのは、話をして原材料支給出せばいいっていうだけのお話ではないと思うんですよ。町の所有物でございます。

お互いに歩み寄りをして、きちんとそうしていかないと、小さなことも大きくなって災害復旧になっていくと思うんですよね。

実際、利用者さん方は本当限定されていますんで、發揮できないんですよ、原材料支給とかですね。改めてよくお話をされておかないと、ますます大きなトラブルになる可能性がありますよということは、この場でお借りしてお話だけしておきます。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。

それでは、あらかじめ通告をしておりますが、その順に従って質問をいたします。

まず、行政のデジタル化についてお尋ねをいたします。

私は、国民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではありません。また、新型コロナウイルス感染防止のために、デジタル技術を活用することは避けて通れないものと思っています。

しかし、6月議会でも質問しましたが、5月12日に成立したデジタル関連法は、国や地方自治体のシステムや規程を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用を協力を推し進めるもので、地方自治体を持つ大切な個人情報を企業の儲けのために利用しようとする意図が拭いきれません。

6月1日、政府の規制改革推進会議が、2,200ほどある行政手続の98%を2025年度

までにオンライン化する目標を掲げましたが、ある自治体の担当者は「それまでの移行は精神論だ。システムの導入期間は実質3年、全国の自治体の導入がそこに集中すると、業者の人的資源が足りなくなる」など批判的な意見も出されております。

こうした意見を聞くと、2025年までの統一には無理があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

そして2つ目に、マイナンバーカードが行政のデジタル化の基盤に据えられていますが、マイナンバーカードで地方自治体を持つ個人情報と国の機関が持つ情報が関連づけられ、強力な権限を持つデジタル庁が設置されれば、国民の所得や資産、健康状況など個人データが丸ごと国に管理されることとなります。しかし、多くの自治体では、本人以外からの情報収集、目的外利用を原則禁止する個人情報保護条例があるために、情報流出を防ぐ強力な防波堤になると思います。

個人情報保護条例を活用し、情報の流出を防げないか、町長の見解をたずねます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 赤松議員にお答えをいたします。

自治体システムの統一につきましては、行政手続において情報通信技術の効果的な活用による住民の利便性の向上及び行政運営の効率化が国及び自治体の喫緊の課題であることから、関係法令である地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月1日に施行されました。

自治体システムの標準化については、国が整備するガバメントクラウドにおいて、各事業者が標準化基準に適合したシステムを開発し、地方公共団体が利用する姿を目指すこととし、その目標時期は令和7年度とされています。

国は自治体の円滑な移行に向けて、必要な工程などをまとめた手順書やシステムの移行に必要な経費への財政支援を行うこととし、自治体に対して標準化基準に適合するシステム移行に向けて早期に準備へ着手の上、計画的に取り組みを推進するよう求めています。

本町においても、標準化に向けた検討を行っているところですが、現状としては対象業務の多くは国から示される標準仕様が確定しておらず、移行計画に必要な分析等が進んでいないことから、議員の御心配も理解するところであります。

しかし、標準化への取り組みは、人的・財政的な負担の軽減とオンライン申請等の住民サービスを向上させるためのいわゆるデジタル化の基盤を構築するために、自治体が足並みをそろえて行う必要な事業として捉えており、各関係機関や事業者の支援を受けながら、期間までの移行ができるよう取り組んでいく予定といたしております。

次に、個人情報保護条例につきましては、令和2年に公布された改正個人情報保護法が令和4年4月から施行されます。

改正個人情報保護法は、個人情報の適正かつ効率的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある

経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものとして、その有効性に配慮しつつ個人の権利や利益を保護することが目的とされています。

改正個人情報保護法では、氏名を削除するなどして加工した仮名加工情報の取り扱いに関する新たな規定が追加され、企業などでの研究のために情報の利活用を行うことができるなどの活用のあり方が示されている一方で、第三者への提供は原則禁止されているなど、規制の対応もされているところです。

また、近年急速なデータ分析技術等を背景に、潜在的に個人の権利・利益の侵害につながることが懸念されるような個人情報の利用形態が見られることへの懸念が高まりつつあることから、利用者の守るべき責務が追加され、不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨の明確化や、個人データ漏洩時の個人情報保護委員会への報告の義務化がされています。

また、地方公共団体に対しては、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を作成し実施することが求められており、本町が所有する個人情報についても適正に管理してまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 最初の質問について、私の質問についても理解ができるというような話でありました。

先ほど質問の中でも紹介しましたが、全国的にいろいろな自治体のそういう立場の方からも「実質3年で行えっていうのは、もう精神論だ」とか、そういうふうな疑問の声も寄せられているところであり、それから私とそのデジタル化っていう、一般的な部分では私は大事なことだとは思いますが、今回、政府が今やろうとしているデジタル化については、結局国民の持っている、個人個人が持っているあらゆる情報を、先ほど町長も言われましたが、ガバメントクラウドに集約をして、そしてそれを加工するか何かにして企業のビジネスに利活用するというようなところが大きな視点だと思いますので、そういうことには賛成できないんですが、ただ、ここで実際に仕事をされる行政の皆さんの苦勞っていうのは、この3年間相当なものになるんではなかろうかということで、そのことについて特に私は無理があるんじゃないかっていう形で心配をしているところなんですが、これからもこの部分については、行政の皆さんともいろいろ意見を交わしながら、無理な部分を何とかできるようにしていきたいというふうには思っているところです。

それから、町長が最初の私の質問に対しての答弁で、ガバメントクラウドに一応情報を、何ていうか、集約をするというような話をされました。

このガバメントクラウドについては、それそのものが海の向こうのアメリカのAmazonと

か、そういう関連会社みたいところが管理をするような方向も政府は検討しているというよう
な話も聞いておりますけれども、そういう点では町の個人情報保護条例、それについて先ほどの
答弁の中で、それさえも国の個人情報保護の法律か何かが変わって危ういところがあるように、
お話が1回目の答弁のときにあったんですけど、平生町の個人情報保護条例についてはどういう
影響を受けるのかっていうんで、6月の議会の際に私が質問をしましたが、そのときの町長の
答弁では「本町の保護条例については検討する」というような答弁がありました。

だから、それがどのような形で検討されていこうとしているのか、本町の個人情報が守られる
のかどうなのかということについて、もう1回、質問をしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

システムの標準化がなされると、国が整備するガバメントクラウドの基盤上で本町の個人情報
も取り扱われることとなりますが、システムの構成上、本町の個人情報を取り扱うことができる
のは本町のみということになっております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） わかりました。本町のみが取り扱えるということなので、これか
ら個人情報保護が勝手に流出しないように、皆さんといろいろ協議をしながら、私も注視を
していきたいというふうに思います。

次に、2つ目の質問に入ります。

2015年に国連で貧困格差、気候変動を初めとした地球規模での課題の下で、このままでは
この社会は持続不可能であるという強い危機感の下に、続かない社会を続ける社会に根本的に変革
するシステムチェンジの目標としてSDGsを含む2030アジェンダが採択をされ、6年にな
ろうとしています。平生町でも、私以外の議員さんからもこの問題については取り上げられ、S
DGsについての認知は少しずつ高まってきているところです。

SDGsが目指す持続可能な社会は、環境を守りつつ経済を持続可能なものにし、公正で安定
した社会をつくっていくことで、それは誰1人取り残さないという理念の下での実現が欠かせな
いと思います。

最近、聞く耳を持つということがよく言われていますが、町長は当然、こうした視点で執行に
当たっていただきたいと思いますが、貧困格差やジェンダー障害などを理由に、脆弱な立場に置
かれている当事者の声を聞く耳を持っていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。

再開を3時10分といたします。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 赤松議員から御質問いただきましたSDGsにつきまして、2015年9月の国連サミットにおいて採択されました「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された持続可能な開発目標でございます。

これは17の意欲目標と169の行動目標と232の評価指数が設定されているものであり、貧困、飢餓、経済成長から平和までを、その活動目標とする広範なものであります。

この目標の理念としては、議員の御指摘のとおり、地球上の誰一人として取り残されないこととされ、現在だけでなく、将来の世代の欲求も満足させるという概念が取り入れられております。

その概念の具現化のためには、議員が御指摘の住民などの当事者からの声を大切にすることも一つと認識といたしております。

住民が意見を表明する場を提供し、主体的に参加していただけるようにすることが重要だと考えております。また、パブリックコメントなどで広く御意見をいただくことや、個別に声を上げにくい方々等にお話を伺うことなど、さまざまな手法で皆さんの声を伺ってまいり所存でございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、答弁をいただきましたが、本町で町長の姿勢として、これまで子育て支援にかなり手厚い施策を講じられたりとか、あるいは福祉タクシーであるとか、高齢者の移送サービスであるとか、こういう誰一人取り残さないという概念については、かなりのところでやってきていただいているとは思っております。

そうした中でやはり、本当に困っている、そういう人たちの声をじかに聞くということで、そうした部分について、先ほどの答弁の中で住民の意見の表明する場をつくっていくということで、それはさまざまな形で直接意見を聞く場合もあるし、パブリックコメントの場合もあるしということで、答弁をいただきました。

何か大きな基本的な概念なので、そうした姿勢でこれからも取り組んでいただけたらというふうに思っております。

この質問は、これで終わります。

次に、県の医療構想について質問をいたします。

11月18日、県は、2020年度の病床機能報告結果を公表いたしました。

この件については、2015年が起点になって、2025年までにそれぞれの医療圏の中での病床数をどうしていくかということが、もう計画の途中報告なんですけど、2015年度に柳井医療圏には2,045床の入院病床があったんですが、2020年度では1,558床と、それから2025年の構想最終年度では、1,443床まで削減する計画だと、こういうことになっています。

この報告書を見ると、柳井医療圏には高度急性期病床がなくて、現在、三次救急が受け入れることができる病院がないことになってますが、この件については、県に対して強く要望すべきではないかと思います。

それから、次に、周東病院の急性期病床が54床削減される計画になっていますが、これについてはやっぱりそういう病床が、この地域であるのは周東病院だけだと思いますので、この削減については、県に対して意見を上げるだとか、あるいは、この計画を実施するに当たって、毎年、その地域での協議会とかがあるんじゃないかと思いますが、そういうところで、こういう計画に対して強く削減される計画について、それには待ったをかけるような意見を上げるなどの対応が必要ではないかと思いますが、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 県地域医療構想について、お答えをいたします。

高齢化が進む中で、一人一人の患者さんのニーズに合った医療を効果的かつ効率的に提供するためには、それぞれの病院がどのような医療機能を持つかを決定し、それぞれの病院が連携を図る必要があります。退院した後の患者さんの生活を支えるための体制を強化するためにも、在宅医療や介護サービスを充実させる必要があります。このようなことから、我が国では地域医療構想が策定されております。

2025年には、団塊の世代が75歳以上になり、医療需要が増大することが予想されるため、将来にわたり持続可能な効率的で質の高い医療提供体制の構築が必要となり、2025年に向けた医療提供体制のあるべき姿を示すため、山口県においては二次医療圏ごとに地域医療構想を策定しております。

議員御指摘のとおり、現状では、柳井医療圏に高度急性期病床はありませんが、県の地域医療構想の中で示される2025年のプラン概要では、周東総合病院の病床数のあり方として、高度急性期病床を18床設置することが示されています。

また、急性期の病床数を274床から217床に減少し、回復期の病床数を86床から125床に増やすことも示され、全体の病床数としては、360床のままで変更はありません。

しかしながら、2025年の柳井医療圏の高度急性期病床数は49床必要であると、県が推計

結果を示しており、2025年のプラン概要どおりに周東総合病院が高度急性期病床を確保したとしても、31床は不足する見込みとなっております。

そのため、県の財政支援により、医療機関相互の協議や医療機関の自主的な取り組みが進展するように、県に対しまして要望をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、都道府県ごとの計画の中で、この柳井医療圏ではどうなのかという議論はしたんですけど、全体的にはやっぱり国会で決めた方針の中で、こういう計画が進められておるわけなんですけど、全国で430ある公立あるいは公的病院に的を絞って、こうしたことが行われてきているんですけど、やっぱり新型コロナの下で病床が足りなくて、自宅待機のまま亡くなったというような事例が、この間、第5次の感染のピークのときにはたくさん出てきましたが、そういう中で、こういう周東病院とか、公的病院あるいは公立病院が、コロナの患者を受け入れる病院として、積極的な役割をずっと果たしてきて、対応してきたんですけど、そういう病院の病床を削減するというのはいかがなものかというふうには思っておりますが、町長のほうから県に対して強く意見も言うということでありました。

また、山口県とか国が言うように、必要病床数を機械的に算定して、医療機関に病床の転換とか、削減を迫ってきたわけなんですけど、そうした中でも、それぞれの医療機関は地域の医療と経営を守るためにぎりぎりの抵抗というか、そういうものを続けていて、そういう中で、思うように進んでいないという実態もあろうかと思えます。

特に、先ごろ、国会で決められたと思うんですけど、医療費というか、診療報酬の引き下げということも言われております。そういう中で、医療機関は自分たちの経営を守るために、慢性期の病床を回復期に格上げをしたりとか、急性期の病床の削減をできるだけ少なくするとか、そういういろいろな知恵も働かすし、第一に地域の医療に対しての責任を担うという点では、一生懸命な努力をされてきているんじゃないかと思えます。そういうことで、町長からはちゃんと物申すという答弁をいただきましたので、そういう立場で、これからも取り組んでいただけたらというふうには思っております。

特に、高度急性期の病床については、県の計画には載っているんですけど、2020年の途中の経過を見る限り、まだ、そのことは影も形にもなっていないという部分もありますので、今、看護師さんも医師も不足をしている現状の中で、どうでもつくれということを使うばかりで事が済むのかどうなのかというのはあるんですけど、やはり周東総合病院に18床つくるという計画があるのであれば、あともう5年間なので、これについても早く現実的な形で見えるように取り組んで、意見を上げていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 答弁は。

○議員（6番 赤松 義生君） いいです。

○議長（中川 裕之君） よろしいですね。

○議員（6番 赤松 義生君） はい。

○議長（中川 裕之君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） これより行政報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から議案第59号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」まで、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 歳出の12ページの今朝ほどの町長の説明で、ここで目1の一般管理費のところで、国の補助金として、マイナンバーカード交付で44万2,000円、予算化されております。これについては、マイナンバーカードの交付のための事務補助員の報酬だというような説明ではなかったかと思いますが、そのことを一つ確認をしたいと思います。

それから、16ページの総務費の戸籍住民基本台帳のところで、節の備品購入のところで107万1,000円、庁舎用ということで、マイナンバーカードを交付するときに、何かそのためのプリンターだという説明でありましたが、もう少し詳しく説明をいただけたらと思います。

以上、2点です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） すみません、細かく説明しろということなので、担当課長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 淵上町民福祉課長。

○町民福祉課長（淵上万理子さん） ただいまの赤松議員さんからの御質問にお答えいたします。

まず、12ページの総務管理費、一般管理費の報酬でございますが、マイナンバーカード交付にかかる会計年度任用職員を1名任用させていただき、交付に関して円滑に事務が行えるように、1名分の事務職員の人件費として、社会保険料、費用弁償のほうを計上させていただいております。

す。

続きまして、16ページの戸籍住民基本台帳費の備品購入費ですけれども、こちらは、マイナンバーカードに追記するプリンターを購入させていただきたいと考えております。

こちらは、マイナンバーカードを交付された後に、住所変更や氏名の変更があった方については、券面の表に現在手書きでその変更をしたものを職員が記載しております。それを住民基本台帳システムと連動しまして、誤りがないように、新しい住所や新しい氏名のほうを券面のほうに書き写すプリンターでございます。

これまでは手書きでございましたので、職員が書きました後に読み合わせ等、お客様をお待たせしたり、事務が滞ることがございましたので、事務の効率化のために、このマイナンバーカード追記プリンターのほうを購入させていただきたいと思っております、このたび計上させていただきました。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 1点確認を含めまして、御質問をさせていただきます。

予算書13ページ、総務管理費の一般管理費です。委託料の職員採用試験のところでございます。

提案理由説明の中に、緊急に採用試験を行う必要がある旨の説明がなされたかと思いますが、我々の情報としましては、職員さんの人事異動の情報をいただいております。

退職職員さん1名おられる、これの追加募集なのかなという意味も含めてなんです、新年度、新たな事業をされる等々、そういった事情もおありの中での採用なのか、その辺の御回答をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 採用でございますけれども、採用試験を通られた方が2人辞退されたことにより、新たに、早急に採用試験を行う必要が生じたということでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号「平生町課制条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 確認するんですが、課制条例の一部を改正する条例、地域振興課に、「地域総合開発及び活性化に関すること」と、イの項でも出てたと思うんですけど、事務

所掌としてはもうなくなるという理解でよろしいのかどうなのかということをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

この「地域総合開発及び活性化に関すること」というのはなくなりましたが、これはもう町政の振興に関することの中に全て含まれるというふうに理解をしております、特に抜き出しする必要はないんじゃないかということでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） そういうふうに判断されるということはいいんですけど、説明をしていただきたいということを強く要望しておきます。

今後、新たなそういうふうな事務所掌の——イの項を町政の振興ということでも、私たちはわかりませんので、一応判断材料としてはきめ細かく丁寧に、今後、説明していただくことを強く求めておきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号「平生町一般職の任期付職員の採用に関する条例」について、質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） このことについては、具体的に何か対象となるものがあるんじゃないかと思うんですが、どうなのでしょう。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長から答弁させます。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 当条例を制定するに至った理由の一つが、佐賀保育園の園長の処遇についてでございます。

現在、会計年度任用職員ということで任用しておりますけども、そこを任期付職員として任用したいという思いからの制定でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号「平生町福祉センター設置及び管理条例」について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今朝ほどの町長の提案理由の説明では、「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、それから、「1万6,000円」を「1万2,000円」に改めと、上限として削るということになっているんですが、金額的には変わらないのに、なぜこういうことになるのか、説明していただきたいと思いますが。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長から説明させます。

○議長（中川 裕之君） 川口健康保険課長。

○健康保険課長（川口 龍哉君） ただいまの赤松議員さんの質問でございますが、こちらの国民健康保険条例の一部改正につきましては、産科医療補償制度、こちらの掛金が、令和4年1月1日より掛金のほうが「1万6,000円」から「1万2,000円」に引き下げられることとなります。

このことに関して、今回、条例のほうの第4条第1項中、現行では「1万6,000円」ということになっていますが、これを「1万2,000円」に改めるということとしております。

この掛金について、4,000円ほど引き下げられたということにはなりますが、現在、やはり我が国は少子化ということがもう言われておりますので、この少子化対策の重要性に鑑みて、出産育児一時金等の総支給額につきましては、42万円を維持すべきという考えに基づいて、この出産育児一時金についてを現行の「40万4,000円」、こちらのほうを4,000円ほど増加して、「40万8,000円」に改正をいたすという条例案の改正についてでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。
質疑はありませんか。中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 消防団条例の一部改正でございます。

消防団の組織強化を図るために、分団の再編を行うということでございますが、全く中身が見えてまいりません。ある程度、御説明をいただいた後に、また再度御質問させていただければと思いますが、御説明はいただけますでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長から回答させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 現在、本部から9分団までの10の分団を、本部から4分団までの5つの分団に再編する内容でございます。

これらの再編に至った理由でございますけれども、現在、御存じのように、消防団、220が定員ですけれども、現員が170ちょっとといった数になっております。

各分団の数を見ますと、定員を充足している分団がある一方で、かなり定員を割り込んでいる、そういった分団も見受けられるそうです。

このたびの再編によりまして、各分団のもと数字というか、規模を大きくして、各分団の活動ができやすいようにしようというのが、まず一つの狙いでございます。

現在ある、1分団、2分団、3分団、この3つの分団を第1分団に、4分団、5分団を2分団に、6分団、7分団を3分団に、8分団、9分団を4分団にするといったものでございまして、現在の各分団につきましては、新しい分団の部という格好で、当面の間は存置したいというふうに思っております。

各分団での考え方によりますけれども、現在の分団が1両ずつ消防車両を持っておりますので、その車両は有効的に使っていただきたいということで、その車両を持っているところを部というふうに考えておりますので、当面の間は、現行と同様の活動になるのではないかなというふうには思っておりますが、長い目で見た場合に、先ほど申しましたように、各分団が団員を募集するに当たっても、管轄が広がりますので、組織の強化につながるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 今回の分団を再編して、定員が220で現員が170ですよね。定員が不足している団もあれば、充足している分団というものも、その中で再編をして、区域の広域化、機能強化を図るといような2つほど。

まずは根本的に定員のほうの問題を、昨年、本町に居住し、または勤務する年齢18歳以上、志操堅固、身体強健なる者の中から任命するというふうに決められたと思うんですけど、これま

だ効果というか、あれはあらわれていないというふうに理解していいんですか。たしか人材確保
というか、消防団の団員、マンパワーの確保ということでは言われていたと思うんですが、その後
の状況というのはどうなのでしょう。

しかも、そういう充足しているところもあれば、不足しているところもあるということで、そ
の中で機能強化、区域の広域化をやって、果たして大丈夫なのかどうなのか。

最後にお聞きしたいのは、平生町の消防団の区域というのは、全分団、全町域だろうと思いま
すが、条例上から判断すると、そして、区域の広域化ということが言えるのかどうなのか、その
判断の材料。

以上、3点ほどお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長から、回答させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 議員さん、おっしゃったように、平生町
消防団の区域としては、町内全域となりますので、ちょっと私の言葉が足りなかったのかなとい
うふうに思います。

現在、各分団で管轄区域というのが決まっております。その中で、本部分団のみは全域を管轄
区域としておりますけども、1分団から9分団まではそれぞれ町内を9つに分けて、管轄をして
おるところでございます。

昨年、町内の事業所に勤務しておる者の、団員として入団ができるというふうに変更させてい
ただきました。そのことによる効果でございますけども、本部におきましては、町外に居住して
いる職員を本部団員として入団をさせたところではございますが、そのほかの分団については、
事業所の職員というか、社員をなかなか分団のほうに迎え入れるということが難しいのだろうな
というふうに、今思っております。そういった事例は、今のところは聞いておりません。

それから、定員充足の問題でございます。

現員も170ちょっとということで、220人の定員は割り込んでおります。そういった中で、
管轄区域を広げていこうかというふうなお話でございますけども、今、現状では、なかなか災害
が起こったときに、今の分団で活動ができないといった声も聞いておるところでございます、
分団の規模を大きくして、各分団の活動をしてもらえるような組織にしたいという思いから、現
在、条例の改正を提案しているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 言われることはわかるんですけど、実際には、組織の再編によ

って組織強化を図るといって、ちょっとそれには程遠いんじゃないかと思うんですよね。

まず、山口県内のいろんな消防団の実情というか、あれを見ると、面積が狭い割には、平生町は実は定員が多いということが言えるんじゃないかと思うんですよね。いろんな田布施町、上関町、和木町、阿武町、周防大島町——周防大島町は合併した経緯がありますから、かなり多いんですけど、そのほかと比べても、平生町の場合、面積、人口——面積が一番こまいですよね、34.4平方キロメートルというふうに。

一つ比べるとすれば、田布施町ですか。面積が50.35平方キロメートル、人口が1万5,200人、これちょっと2016年の国調の実態ですけどね。

定員というのがやっぱりどこも——規則とかでも決めていらっしゃるんですけど、田布施町の場合は187人ですよ。平生町の場合は今も言われたように220人という。これはやっぱり根本的なところから考えていかないと、消防団の本当の意味での機能強化、活動しやすさ、そういうものは追求できないのかと思うんですけど、その辺のところも研究されての、2年続けての条例改正だろうと思うんですけども、その辺のところはもう少し、御説明いただけませんか。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） このたびの組織再編において、定員を見直すべきか見直さないべきか、随分と協議をいたしました。

定員をやはり少なくするには、それなりの理由があるだろうということで、何か理由があるだろうかといったことも考えました。確かに、ほかの他市町の消防団と比べて、面積、また人口規模で比較しても、議員さんおっしゃるように、平生町消防団、定員の数が多いというふうなことは思っておりましたし、そのことによって、定数を減らしたらどうなのかといったことも、この間、考えてまいったところです。

ただ、先ほど申しましたように、定員を少なくするにはやっぱりそれなりの理由があるだろうということで、今ではないのではないかと、まずは一つの分団の規模を大きくしてやってみようじゃないかというふうなことで、今回の提案になったものでございます。

よその消防団では、機能別消防団ということで、全てのことをやるのではなくて、それぞれ活動に特化した団員の募集等もしている例がございますので、そういったことも考えてみたいなどいうふうには思っているところでございます。

ただ、今の状態で定数だけを減らすというか、再編にあわせて定数を減らすというのがいいものなのかどうなのかというのを考えた上での、今回の提案でございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 減らすということがいいのかどうなのかということも含めて、機能強化ということで、それを最優先に考えていただきたいと思います。

1点、どうしてもわからんですけど、条例では消防団は、区域は全町全域になっているんですけど、先ほどから各分団の管轄区域なる言葉をお出しされています。その各分団の管轄区域というのは、どういうルールで決まっているわけですか。一応、条例上は、町内全域というふうになっているわけですから、各分団出動しますよね、全域ですから。その制限というのはいけませんよね。その辺のところの経緯というのはどうなっているんですか。規則でいいのかな、どうなっているのでしょうか。

管轄区域と条例上の区域の差というのは、どのように理解したらいいのか、御説明をお願いします。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 条例に規定してあるのが、平生町消防団の管轄区域でございます。平生町消防団の管轄区域は、平生町全域になっております。

先ほどから私が申しますのが、各分団の管轄区域のことでございまして、これと条例にあります、平生町消防団の管轄区域とは別物でございます。

現状、各分団で管轄区域、決められておりますが、これについては、私が今関知しておるところでは、要綱並びに規則等で明文化したものはないというふうに思っています、図面で載っているものだけではないかなというふうに、今思っているところです。

申しわけありません。以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 引き続きの質問で申しわけありません。

先ほどから、河内山議員のほうからも質問がありましたけども、組織強化ということが主眼にあるということなんですが、地域消防、特に地元消防にあつては、いわゆる小回りが利く組織、これが一番なのじゃないかなと、私自身は考えています。

組織が大きくなってしまうと、確かに大きな活動をするときには活動がしやすいのかなという利点もあるかとは思いますが、ただし、各分団員においては、やはり自分の住んでいる場所、地域、それから愛着のある場所、地域で一生懸命活動しているのが現状かと思えます。

現実的な運用は、現在の10の組織のままの運用であるということの御説明ですので、当面の間は、何ら問題はないということなのですが、なのであれば、条例の改正をする必要性についての疑問が出てくるかなというふうにも考えます。

なぜ今なのかというところももちろんあるんですけども、昨年度も条例改正されて、また今年度もということですので、詳細については、常任委員会のほうで質疑があるかと思えますので、それで結構かと思えます。

私のほうからは、ちょっと問題提起という点だけ、この場でさせていただければと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号「あらたに生じた土地の確認について」及び議案第66号「字の区域の変更について」、質疑を行います。

質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 65号のあらたに生じた土地の確認についてということなんですけど、私、議員になったときに、先輩議員からいろいろと議会用語といいますか、歳入から歳出までの用語を習ったことを思い出します。

その中で、交付税の算定にはいろいろと要因があるとかって聞いたんです。そこでお尋ねするんですけども、新たに生じた土地、これ過去にそういうことをやられて、本来はしなきゃいけないんですけど、何らかの失念等があって、そのままになっていたと、そうすると過去、今、平生町の面積が34.4平方キロメートルだったと記憶しております。そうすると、この埋立地が980.0平方メートルで、公共空地が527.05で、字の区域の編入の平米数が1,507.11平方メートルということなんですけど、このことを編入することによって、次年度以降に交付税の算入要件、土地、面積ですね。たしか、海岸、漁港における係留施設の延長とか何とかもあつたと思うんですよ。そのことによる影響が生じてくるんでしょうか、そのことの確認をいたします。

また、もしあるというようなことであれば、30年分の影響額ということで、私の勘違いならいいんですけど、ちょっとその辺のことを確認させてください。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

交付税につきましては、もちろん当然影響はあるかもしれませんが、ただ、微々たるものだと思いますが、ちょっと計算はさせてみたいと思いますので、その結果がわかれば、皆さんにも、御報告申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 微々たるものというのは、私は微々たるものかどうかの評価もできない状態で、ただ、多分影響があると思うんですよ。いわゆる、そういうこともきちんと説明をこのときにしていただかないと、住民の皆さん方に説明がつきませんよということは、強く申し上げておきます。

今後、こういうことが、悪意とかじゃないんですけど、やっぱり業務を遂行できる環境づくりというんですか、遂行していただきたい。そのことを強く求めるとともに、額は計算させるということですから、この議会中に、ぜひ報告をお願いをいたします。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月14日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に、日程第21「委員会付託」を追加いたします。

日程第21. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第21、お諮りいたします。

議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から議案第66号「字の区域の変更について」までの件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第66号は、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、12月21日午前9時から行います。

午後4時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 村 武 央

署名議員 中 本 敦 子

令和3年 第13回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和3年12月21日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和3年12月21日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第53号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第54号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第55号 令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第56号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第57号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第58号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第59号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第60号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第61号 平生町一般職の任期付職員の採用に関する条例
- 日程第11 議案第62号 平生町福祉センター設置及び管理条例
- 日程第12 議案第63号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第64号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第65号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第15 議案第66号 字の区域の変更について
- 追加日程第1 議案第67号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 追加日程第2 発委第3号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 発委第4号 離島振興法の改正・延長を求める意見書
- 日程第16 請願審査報告 平生町学校給食基本構想に関する請願
- 日程第17 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第53号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第54号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第55号 令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第56号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

- 日程第6 議案第57号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
日程第7 議案第58号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
日程第8 議案第59号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第9 議案第60号 平生町課制条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第61号 平生町一般職の任期付職員の採用に関する条例
日程第11 議案第62号 平生町福祉センター設置及び管理条例
日程第12 議案第63号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第64号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第65号 あらたに生じた土地の確認について
日程第15 議案第66号 字の区域の変更について
追加日程第1 議案第67号 令和3年度平生町一般会計補正予算
追加日程第2 発委第3号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
追加日程第3 発委第4号 離島振興法の改正・延長を求める意見書
日程第16 請願審査報告 平生町学校給食基本構想に関する請願
日程第17 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君 |
| 7番 河藤 泰明君 | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 村中 仁司君 |
| 13番 中川 裕之君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 金岡 泰史君 | 書記 園崎 宏史君 |
|-----------|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	高木 哲夫君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	中尾 和正君
地域振興課長	……………	星出 一明君	町民福祉課長	……………	淵上万理子さん
税務課長	……………	池田 真治君	健康保険課長	……………	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	吉岡 文博君
建設課長	……………	友田 隆君			
教育次長兼学校教育課長	……………			……………	河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱	……………			……………	三村 直子さん
総務課主幹	……………	横田 佳幸君			
総務課長補佐兼財務班長	……………			……………	久保 秀幸君

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において赤松義生議員、河藤泰明議員を指名いたします。

ここで友田建設課長より発言したい旨、申し出がありましたので、許可いたします。友田建設課長。

○建設課長（友田 隆君） 皆さん、おはようございます。

去る12月13日の議会本会議におきまして、議案第65号「あらたに生じた土地の確認について」ということで、河内山議員のほうから御質問がございました。

交付税の影響、この措置への交付税の影響はどうかという御指摘でございました。町長のほうから、算定し改めて報告させていただきますという御回答でございました。本件につきまして、補足して御報告させていただきます。資料はございません。

本件につきましては、まず交付税に影響する町の面積についてですが、国土地理院が示している面積、数値により算定をしております。国土地理院中国地方測量部に確認をいたしましたところ、現在、国土地理院地図に陸地として記載されていれば、市区町村の面積として反映されてい

るという回答をいただきました。ですので、現在、本埋立地及び公共空地については、地図上に表示されておりますので、交付税への影響はありませんので、御報告をさせていただきます。

それともう一点、河内山議員からの一般通告の質問23、こちらの「法定外公共物の維持管理について」というところの再質問で「法定外公共物については台帳があるか、また、把握されているか」という御質問に対しまして、町長のほうから「担当の方では把握していないという事でございます」とお答えしております。この回答について、補足説明をさせていただきます。

この把握していないとは、法定外公共物のすべてを把握していないということでございます。

また、法定外公共物については、台帳はないのですが、県及び国からの国有財産譲与契約書がございます。この契約書の中に、所在地等の一覧表が添付されているところがございます。

そして、これからも法定外公共物につきましては、いろいろな情報を収集し、すべての施設を把握するよう努め、地域の方と話し合いながら、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上です。

日程第2. 議案第53号

日程第3. 議案第54号

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

日程第8. 議案第59号

日程第9. 議案第60号

日程第10. 議案第61号

日程第11. 議案第62号

日程第12. 議案第63号

日程第13. 議案第64号

日程第14. 議案第65号

日程第15. 議案第66号

○議長（中川 裕之君） 次に日程第2、議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から日程第15、議案第66号「字の区域の変更について」までの件を一括議題といたします。

これより、所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。それでは総務厚生常任委員会の御報告をいたします。

総務厚生常任委員会は12月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案について審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で全ての議案が可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の総務管理費の委託料で職員採用試験における辞退者理由について質疑がなされ、併願先の選択も辞退理由として上げられる旨の回答がありました。

議案第54号、57号から59号については、質疑はありませんでした。

議案第60号「平生町課制条例の一部を改正する条例」について、環境政策室の編成人数について質疑がなされ、環境政策室は1室1班で、人数について現在案を持ち合わせていないが、大人数にはならないと思うとの回答がありました。

議案第61号から63号まで、質疑はありませんでした。

議案第64号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」について、本案に至るまでの経緯について質疑がなされ、再編については、消火活動に支障をきたしていることから、団員数の確保を図るためであるとし、幹部会で案を示し、所管する区域については、規模の小さい街中の分団の統合や、運用面や他の分団とのバランスを考慮し設定した。今回の改正により、分団は減ることになるが、1部で人員が足りないときは、2部と3部が分団単位で補い、機動的に出動できるようになるとの回答がありました。

また、団員の補充について、事業所への働きかけについて質疑がなされ、役場の職員については確保できたが、事業所への協力のお願については実現できていない旨の回答がありました。

さらに、人口減少に関連して、将来的に部の構成や定数をどのように考えているのか質疑がなされ、部の構成は当面このままでやっていき、車両の更新については、幹部会で協議をしながら進めていくとの回答がありました。

いずれの議案についても、討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上が主だった内容です。終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 産業文教常任委員会は12月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で全ての議案が可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の道路橋梁維持費の工事請負費の内容について質疑がなされ、町道2路線の法面対策工事の測量設計及び工事請負費で、財源については地域づくり推進事業の助成金を活用している旨の回答がありました。

議案第55号「令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算」の下水道整備費の物件移転等補償の内容について質疑がなされ、消火栓の移設補償とそれに伴う管理監督料、電線の移設補償である旨の回答がありました。また、一般会計からの繰入について、受益区域外の住民も負担しており、財政上公平でないのではないかと質疑があり、町の魅力としてこれからのためにインフラである下水道の整備はやっていかなくてはならない旨の回答がありました。

議案第56号は、質疑はありませんでした。

議案第65号「あらたに生じた土地の確認について」、係留施設に係る交付税の算入への影響について質疑がなされ、完成後係留施設の延長に加えられているため、その時点から算定の対象になっているとの回答がありました。

議案第66号は、質疑はありませんでした。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上が主だった内容です。終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第53号から第59号に対する反対討論の発言を許します。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」について、討論をいたします。総務管理費の中の一般管理費の国庫補助金、44万2,000円。そして、歳出として会計年度任用職員の報酬が37万1,000円計上されています。本会議の質疑で町民福祉課長から丁寧な説明をいただきましたが、マイナンバーカードの普及促進のための予算であることは明らかです。

現在、マイナンバーカードは社会保障、税、災害対策のみに使用を認められていますが、昨年12月、政府が取りまとめたデジタル化の工程表では、健康保険証としての運用開始、将来的には運転免許証、大学の学生証などの一体化が計画されています。さらに、預金口座情報などの一体化や国の機関が持つ情報との関連づけももくろまれています。

こうした状況をとらえて、日経新聞では「ビジネスチャンスはここにある」とか「データが価値創造などの源泉」などと利活用をたきつけていますが、企業が個人情報を利用しやすくするための環境整備の側面が強いものであり、こうしたカードの普及を円滑にするための予算であり、賛成できません。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第53号から第59号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第60号から第64号に対する反対討論の発言を許します。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山 宏充君） 議案第64号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」に対し、反対の立場から討論をいたします。まず、理由2点を申し上げます。

1つ目。条例では平生町消防団は区域を町内全域とし、各分団の管轄区域は従来からの要綱、図面で示されていることを根拠としているもので、明文化されたものではありません。ならば、各分団の管轄区域は条例で規定されていませんので、条例を改正する必要はないと判断をいたします。要綱、図面を改正、各分団がお互いに主務的な応援体制をとることで対応が可能になるものと判断をいたします。

2つ目。団員数の減少の一因といわれる、消防団員に対して支払われる報酬・手当の低さ、支給方法についての説明はなく、また、その改善は見込まれていません。このたびの条例改正は次年度以降の予算の非常備消防費、報酬を削減し、歳出カットを目的とするものであるものと判断をいたします。

このたびの条例改正の目的は消防団の組織強化を図るとして、分団の規模を大きくし、活動をしやすくするため、本部及び9つの分団を本部及び4つの分団に再編しようとするものであると言われます。消防団の組織形態は少子高齢化や非雇用団員の増加、勤務形態の多様化などの社会情勢の変化により、消防団員の確保が難しくなるなど、消防団の置かれている環境は大きく変化しています。

消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律、平成25年法律第110号では、消防団員は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義され、地域防災における消防団員の重要性と充実・強化が示されました。定員数を満たさぬ状況が続く本町においても、町内に居住する者だけでなく、町内へ勤務する年齢18歳以上の者の任命について、マンパワーの確保を目的として、昨年度に条例改正をし、今年度4月1日から施行

をされたところです。真に将来にわたる、消防団の充実強化策を切望し、反対の立場からの討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第60号から第64号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第65号及び第66号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第65号及び66号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第53号「令和3年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第53号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。

議案第53号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第54号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案第59号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第54号から議案第59号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第60号「平生町課制条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第60号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第60号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第61号「平生町一般職の任期付職員の採用に関する条例」を採決いたします。

議案第61号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第61号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第62号「平生町福祉センター設置及び管理条例」を採決いたします。

議案第62号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第62号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第63号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第63号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第63号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第64号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第64号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第64号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第65号「あらたに生じた土地の確認について」を採決いたします。

議案第65号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第65号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第66号「字の区域の変更について」を採決いたします。

議案第66号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第66号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。9時45分再開いたします。

午前9時25分休憩

.....

午前9時45分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時5分といたします。

午前9時45分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま町長から議案第67号「令和3年度平生町一般会計補正予算」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1. 議案第67号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、議案第67号「令和3年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る12月13日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そしてただいまは、予算7件、条例5件、事件2件の議案につきまして、御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、本日御提案申し上げますのは予算1件でございます。

それでは、議案第67号「令和3年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は7,682万8,000円を追加いたしまして、予算総額は70億9,349万5,000円となるものであります。

このたびの補正予算につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業における国の制度を活用した事業費と町独自で実施する事業費をそれぞれ計上いたしております。

歳出から御説明申し上げます。

7ページの児童福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する町独自の取り組みとして、国の制度では所得制限により給付対象外となる子育て世帯に、町独自で10万円をお届けし、子育てを支援する給付事業の所要額を交付金などに計上いたしております。

子育て世帯臨時特別給付金事業費では、国の制度を活用した取り組みであり、専決処分により進めております5万円の現金給付の追加分として、現金10万円を一括して対象世帯へ給付するものであり、所要額を交付金に計上いたすほか、事務補助員、需用費、郵便代などの事務的経費に要する経費を計上いたしております。

戻りまして、歳入であります。

歳入は6ページであります。国の制度を活用した事業費には事務費を含め、全額国庫補助金を充当いたすものであります。

町独自の事業費は、財政基金からの繰入金により対応いたすものであります。

なお、8ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第67号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第67号「令和3年度平生町一般会計補正予算」を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、河藤議会運営委員会委員長より、「平生町議会委員会条例の一部を改正する条例」の提出がなされました。

これを発委第3号として、日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、この議案を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

追加日程第2. 発委第3号

追加日程第2、発委第3号「平生町議会委員会条例の一部を改正する条例」についての件を議題といたします。

河藤議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。河藤泰明委員長。

○議会運営委員長（河藤 泰明君） それでは、提案いたしております、発委第3号「平生町議会委員会条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本議案は12月13日提案され、本会議と付託先の総務厚生常任委員会で慎重審議のうえ、先ほど全会一致で可決されました「平生町課制条例の一部を改正する条例」に伴いまして、平生町議会委員会条例の第2条の総務厚生常任委員会に「デジタル推進課」を加え、また、産業文教常任委員会に「環境政策室」を加えるものであります。

以上、平生町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、議会運営委員会6名を代表いたしまして、御提案いたすものでございます。議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第3号「平生町議会委員会条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。ただいま、河藤議会運営委員会委員長より「離島振興法の改正・延長を求める意見書」の提出がなされました。

これを発委第4号として日程に追加し、追加日程第3として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、この議案を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決しました。

追加日程第3. 発委第4号

追加日程第3、発委第4号「離島振興法の改正・延長を求める意見書」についての件を議題といたします。

河藤議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。河藤議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（河藤 泰明君） それでは、発委第4号「離島振興法の改正・延長を求める意見書」について御説明申し上げます。

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展しました。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国

及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っています。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件のもと、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は引き続き対応すべき課題であります。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要があります。

このような状況の中で、本委員会は、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改革の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望するものであります。平生町議会議員全員の強い意志をもって意見書を提出するものでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第4号「離島振興法の改正・延長を求める意見書」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第16. 請願審査報告

○議長（中川 裕之君） 日程第16、「請願審査報告 平生町学校給食基本構想に関する請願」の件を議題といたします。

産業文教常任委員長から、委員会において審査中の平生町学校給食基本構想に関する請願の件につきましては、会議規則第69条の規定により、閉会中も引き続き審査したいとの申し出があ

ります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決しました。

日程第17. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第17、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがいまして、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第13回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 河 藤 泰 明